

令和 8 年度 短期大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 8 (2026) 年 6 月
高崎商科大学短期大学部

1

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・	1
II. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	4
基準 1. 使命・目的・・・・・・・・	5
基準 2. 内部質保証・・・・・・・・	10
基準 3. 学生・・・・・・・・	18
基準 4. 教育課程・・・・・・・・	43
基準 5. 教員・職員・・・・・・・・	57
基準 6. 経営・管理と財務・・・・・・・・	58
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・	67
基準 A. 社会連携・・・・・・・・	67
基準 B. 課外プログラム・・・・・・・・	70
V. 特記事項・・・・・・・・	77
四半期利用型課外活動制度－学生の主体的な挑戦と「自主・自立」の 実践	

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学が掲げる建学の精神は「自主・自立」であり、併設の高崎商科大学と同一の建学の精神を共有している。明治 39（1906 年）に佐藤夕子により創立された私立裁縫女学校が本学の設置者である学校法人高崎商科大学の前身にあたる。創立者は「女性の自主・自立」「婦徳の涵養」「良妻賢母」を教育の柱に掲げ、日露戦争後の新たな時代にふさわしい教育の確立を目指した。本学はこの歴史と伝統を踏まえ、高崎商科短期大学（現・短期大学部）として昭和 63（1988）年 4 月に開学され、創立者が掲げた教育の柱の精神を継承し、建学の精神を「自主・自立」と定めた。

「自主」とは「他の保護を受けず、独立して事を行う」という意味であり、「自立」とは「他の従属から離れて、独り立ちする」という意味である。本学が掲げている建学の精神「自主・自立」とは、社会的に独り立ちし、自ら行動を起こせる人材を育成することを短期大学・大学の使命とし、また短期大学・大学自身も他に依存せず、自ら判断し、自ら未来を切り開く組織として発展を誓うものとして定められている。このように、建学の精神は本学の教育理念・理想を明確に示している

開学に際して、建学の精神に立脚し、教育理念を「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」と定めた。

2. 本学の使命・目的

高崎商科大学短期大学部及び同経営学科の教育目的は、教育理念である「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」を踏まえて定められた。

本学学則第 1 条に本学の目的は「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養を培い、専門的高等教育を施し、もって文化の創造と社会福祉に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。」と明記されている。短期大学として教育基本法の「高い教養」を「人間教育」、「専門的能力」を「実学教育」、「社会の発展への寄与」を「地域社会への貢献」と捉えなおしたものである。また、これを受け学則第 6 条には学科の目的を記載している。「経営学科は、教養教育と専門的基礎教育の教授研究により、実践的ビジネス実務能力を養い、知識基盤社会を支える素養のある人材を養成することを目的とする。」とあり、教養教育と専門教育を教授すること及び実学に基づいた教育を行うことにより、地域に有為な人材を輩出することが明記されており、短大教育において、建学の精神「自主・自立」を知的・社会的側面から、また、キャリア形成、職業能力開発を通じて、多面的に追求することが示されている。

3. 個性・特色

本学は、群馬県高崎市に位置している。高崎市は江戸期以来の交通の結節点であり、商品販売額では長年県内トップを誇る北関東有数の商業・流通都市である。

この地元経済界のニーズに応え、高崎市初の商経系短期大学として本学は商学科単科の短期大学として昭和 63（1988）年に開学し、平成 5（1993）年に秘書科を増設した。またキャンパスの選定にあたり高崎市の協力があつた。

地域に密着した高等教育機関としてビジネスパーソンを育成するという一点において、

本学は開学以来一貫している。平成 13(2001)年に商学科を 4 年制の大学に改組転換し、単一のキャンパスに短大・大学が設置されている。両校は同一の建学の精神と、共通の趣旨の教育理念を共有しており、強い連携のもと、教育、研究、地域貢献を進めてきた。このような歴史を通して、以下の個性及び特色を有する短期大学になった。

(1) ビジネスパーソンのための実践的な実務教育と素養を育む基礎教育の両立

開学時より地元企業と連携し、インターンシップを重視したキャリア教育を実施してきた。就職をめぐる政策や企業の動向を踏まえ多彩なインターンシップを単位認定科目として設定するとともに、きめの細かい事前事後を含む指導で学生の成長と高い就職率、企業からの高い評価の成果につなげてきた。

地元の産業の動向、人材ニーズの変化や、高校生の進路の動向を踏まえた改革を続けてきた。インターネットが普及期に入る以前から、情報ネットワークやデータベースを扱う科目を取り入れ、企業における事務部門の変化に先行し、またビジネスに直結した実践的な英語教育を進めてきた。また、医療事務、観光、ホテル、ブライダル、ファッション、ビューティなど、多様なキャリアに直結したコースや科目を設定するなどの、改革を進めてきた。

令和 6(2024)年のカリキュラムでは、キャリアに共通した汎用性の高い学びとして「経営」「情報デザイン」「グローバルコミュニケーション」のフィールドをコア科目群に設け、特定のキャリアに密着した学びとして「医療」「ホテル」「ブライダル」の「キャリアサブリメント」科目群を組み合わせている。

(2) 少人数でのアクティブ・ラーニング、課題解決のための PBL

教育理念である「実学教育」の具現化をめざし、少人数教育のメリットを活かしてグループディスカッション、教員からの細やかなフィードバック、フィールドワークなどのアクティブ・ラーニング要素を開学後早い段階から多くの科目で取り入れてきた。また、授業を通じてイベントの企画など一つのプロジェクトに学生が主体的に取り組む授業科目も複数準備されている。本学は企業や地域と連携した課外の様々なプロジェクトを特徴としており、短大、大学いずれからも参加できる。これらの課外プロジェクトや、短期留学、海外研修等を認定して単位を付与するための枠組みとして「プロジェクトトライ」科目群も準備されている。このようにキャリアに密着したプロジェクトから、学生本人の興味や関心が先行するものまで、多様なプロジェクトに参加する機会が準備されており、学生の成長に寄与している。

(3) 地域の自治体や企業との連携

開学時より、近隣の自治体や企業との連携を重視してきた。併設の高崎商科大学が平成 25 (2013) 年に文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」(大学 C0C 事業)に採択され、大学は高崎市、富岡市、また上信電鉄、高崎信用金庫、しのめ信用金庫との包括協定を締結し連携活動を展開したが、同一キャンパスから短大の教員や学生も参画した。平成 29 (2017) 年度に大学 C0C 事業は終了し、後継の C0C プラス事業も令和元 (2019) 年度をもって終了した。これに伴い地域連携、企業連携活動を、大学・短大共同で実施する体制に

移行し、窓口となる地域連携センター(令和 6 (2024) 年度より社会連携センター)は、大学・短大双方にまたがる組織となった。平成 30 (2018) 年度には甘楽町、令和 7(2025)年には安中市とも包括協定を締結し、西毛地区全ての自治体と連携することとなった。また企業との協定も群馬県信用保証協会、高崎ターミナルビル株式会社と拡大している。

企業と連携した高度な PBL 教育である「3.5 本の矢プロジェクト」では全国規模の多くの企業と連携し、商品開発、イベント企画、ビジネスモデル開発を行ってきた。地域連携事業と企業連携事業は車の両輪として、地域活性化、実践的なマーケティングや経営活動への参画の体験と教育がかみ合っ学生ての成長を促す相乗効果を生み本学の価値を高めている。地域連携や企業連携のネットワークや知見を活かして、高等学校の探究活動を支援し共に創り上げる本学独自の高大連携活動も推進してきている。

Ⅱ. 沿革

明治 39 (1906) 年 4 月 8 日	私立裁縫女学校、高崎市柳川町 2 番地 80 に創立
明治 40 (1907) 年 3 月 9 日	私立佐藤裁縫女学校と改称
明治 42 (1909) 年 6 月 1 日	本科、師範科、専修科、研究科を設置
明治 44 (1911) 年 4 月 1 日	師範科卒業生に無試験検定による小学校専科正教員の資格を与えられる
昭和 18 (1943) 年 4 月 1 日	財団法人に組織変更、佐藤高等技芸女学校（甲種実業学校）と改称、校舎を現在地の大橋町 237 番地に移転
昭和 23 (1948) 年 4 月 1 日	学校教育法による高等学校となり、佐藤技芸高等学校と改称 家庭科を設置
昭和 25 (1950) 年 2 月 1 日	校名を高崎技芸高等学校と改称
昭和 26 (1951) 年 3 月 1 日	財団法人から学校法人に組織変更
昭和 36 (1961) 年 6 月 1 日	佐藤学園高等学校と校名変更
昭和 43 (1968) 年 4 月 1 日	佐藤学園高等学校附属幼稚園開園
昭和 62 (1987) 年 12 月 23 日	学校法人名を佐藤学園から高崎佐藤学園に変更高崎商科短期大学設置認可
昭和 63 (1988) 年 4 月 1 日	高崎商科短期大学商学科開学
平成 4 (1992) 年 12 月 21 日	高崎商科短期大学に秘書科増設認可
平成 5 (1993) 年 4 月 1 日	秘書科開学
平成 12 (2000) 年 12 月 21 日	高崎商科大学設置認可
平成 13 (2001) 年 4 月 1 日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科開学 短期大学の名称を高崎商科大学短期大学部に変更し、 秘書科を現代ビジネス学科に名称変更
平成 17 (2005) 年 12 月 5 日	高崎商科大学大学院流通システム研究科設置認可
平成 18 (2006) 年 4 月 1 日	高崎商科大学大学院流通システム研究科開学
平成 20 (2008) 年 8 月 1 日	学校法人名を高崎佐藤学園から高崎商科大学に変更
平成 22 (2010) 年 4 月 1 日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科を商学部商学科に名称変更

平成 23（2011）年 4 月 1 日	高崎商科大学大学院流通システム研究科を商学研究科に名称変更
平成 29（2017）年 4 月 1 日	高崎商科大学商学部商学科から商学部経営学科・会計学科に変更
令和 7（2025）年 4 月 1 日	現代ビジネス学科を経営学科に名称変更

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

高崎商科大学短期大学部では、その使命・目的を、学則、学生便覧、大学ホームページ等に明示し、学内外に広く周知している。学則では法令に基づいた抽象的な表現であり、学生便覧では、より具体的に建学の精神と関連づけた表現で明記している。

学則第 1 条では本学の目的として「本学は教育基本法及び学校教育法に則り、高等教育の基礎のうえに、広く深い教養を培い、専門的高等教育を施し、もって文化の創造と社会福祉に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。」と表現している。これは学校教育法第 108 条の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」の文言の趣旨を、ビジネス系の短期大学として表現したものである。学則第 1 条の最終行の「有為な人材を育成する」ための基本的な指針として「教育理念」を定め、より具体的に表現している。学生便覧では「教育理念」の欄に学則第 1 条の記述も含み以下のように記載しており、その後に「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」の 3 つの教育理念の具体的な記述が続いている。

本学は、「自主・自立」の建学の精神にたつて「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」を教育理念として、広く深い教養と豊かな人間性を涵養し、実学重視の理念に基づき現代ビジネスに関する専門的な教育を施し、もって地域社会の文化と産業の創造的発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。
--

②中期的な計画への反映

本学の中期計画「学校法人高崎商科大学第3期中期計画」は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5ヵ年を対象としたものとなっている。

当該中期計画は学校法人が策定する骨子に沿って短期大学等の各部門が基本的目標を策定する形をとっている。5年に1度行う中期計画策定の際には、必ず学校法人の歴史を振り返り、建学の精神及び教育理念を基に本学のMission及びVisionを再確認することから始める。Mission及びVision、Swot分析結果、バランス・スコアカード方式による分析の結果を踏まえ、各目標を策定しており、その目標ごとに取組み内容と責任部署が明記されている。本学が掲げるMission及びVisionは以下のとおりである。

Mission 「商学で地域の人々を豊かにする。」

- ・本学は、「自主・自立」の建学の精神の下、自ら考え行動を起こし、組織や社会の変革を志す自立した社会人を育成する。
- ・本学は、多様な価値観を受け容れ、他者を尊重することができる人間性を育成する。
- ・本学は、教育と研究により価値を創出し、豊かな個人の生活と持続可能な地域社会を実現する。

Vision

- I. ビジネスに軸を置いた実学教育を展開すると共に、教育の質向上と改善をPDCAサイクルをもって保証する教学マネジメント体制を確立する。
- II. 多様な学修や経験を提供できる環境づくりに注力し、学生同士の交わりを重視した教育を行う。
キャンパスの活発化を図り、学修及び学生生活において満足度の高い環境の提供に尽力する。
- III. 教職員それぞれが能力開発を行い、成長し続ける組織づくりを目指す。
- IV. 教育、研究、社会貢献活動を推進し、商学教育において卓越した高等教育機関を目指し、TUCブランドを確立する。

上記を踏まえて策定された高崎商科大学短期大学部の基本的目標は、教育の質の向上、ブランド力・競争力の向上、学生が過ごしやすいキャンパスづくり、改革の継続を5本の柱に据え、地域社会および学生に選ばれるNo.1の短期大学を目指すこととしている。この目標を達成するために、具体的には以下の項目を重点推進項目として設定し、教職協働体制の下に推進することで、地域において独自性を確立し、また代替不可能なオンリーワンの教育を構築することを明示した。

【教育の質の向上】

- ・教学マネジメント体制の強化
- ・学修成果の可視化、分析による教育内容のアップデート
- ・FD活動の活発化
- ・地域連携、企業連携、高大連携による実践的な教育活動の推進
- ・ICTを積極的に活用した授業の実施
- ・課外プログラムを含めたPBLの推進
(地域連携、企業連携、IPPOプロジェクト、教職課程等)

【ブランド力・競争力の向上】

- ・社会人を対象としたリスキリング事業の展開
- ・附属高校との連携強化
- ・積極的な情報発信と情報公開
- ・地域における高大連携プログラムの展開
- ・入試制度の見直し
- ・同窓会活動の活発化
- ・120 周年事業の実施

【学生が過ごしやすいキャンパスづくり】

- ・中退率の低減
- ・進路支援の充実
- ・図書館の活性化
- ・SDGs への取組みと GX の推進
- ・サークル活動の活性化
- ・学園祭の活性化

【改革の継続】

- ・DX の推進
- ・大学院の改革
- ・連携大学との単位互換等の検討
- ・センター、委員会の在り方の再検討

このように建学の精神及び教育理念に基づき、Mission 及び Vision が策定され、さらにそれを踏まえて中期計画の基本的目標が定められている。よって使命・目的及び教育研究上の目的は中期計画に明確に反映されており、各部署、センター、委員会の活動に結びついている。

1-1-③三つのポリシーへの反映

現行のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びカリキュラム本体は令和 6（2024）年度入学生より適用されている。この改定はカリキュラム検討委員会を中心に原案が進められた。併設の高崎商科大学のカリキュラム検討委員会との合同開催で大学教職員の知見も取り入れる形で進められた。建学の精神、教育理念、そして第 2 期中期計画での Mission 及び Vision、学科の人材育成方針を基に、それらを実現するために必要となる学修成果について検討を行った。また、学修成果のレベル感と人材育成方針を基にディプロマ・ポリシーについて議論を行った。学修成果を確実に教授し、ディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程について検討を重ね、カリキュラム・ポリシーを策定し、具体的な科目と概要は学力の 3 要素を念頭に置きながら「カリキュラムマップ」により整理し、学修成果のうちジェネリックスキルに該当するものは、授業方法によってそのスキルを養成できる体制を構築するため、「スキル別科目担当表」を策定した。

アドミッション・ポリシーは入試委員会にて以下のプロセスで検討を行い策定している。

カリキュラム検討委員会で策定したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、教学マネジメントを担う大学協議会を経て教授会にて承認を得た後に、入試委員会に詳しく説明される。入試委員会にて、カリキュラム・ポリシーに掲げられた学びを行うために必要となる姿勢や興味関心、リテラシーについて議論され、アドミッション・ポリシーの原案が策定される。アドミッション・ポリシーについても他と同様に大学協議会を経て教授会にて審議が行われ確定される。

このような形で、建学の精神、教育理念、Mission と Vision、学科の人材育成方針、学修成果、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの順に、体系性と整合性を保ちつつ、それぞれの段階に応じた組織体での協議を経て策定されてきおり、使命・目的及び教育目的が適切に反映されていると言える。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

本学では学則の規定に従い、経営学科を設置している。学長のリーダーシップを支える執行機関として大学協議会が置かれている。重要事項について審議を行い学長に意見を述べる機関として教授会規程に基づき、教授会及び複数の委員会が配置され、委員会細則が定められている。また教授会規程以外の独立した規程を根拠に置かれている委員会があり、センター・研究所はすべて独立した規程に基づいて置かれている。

委員会には、使命・目的及び教育目的を達成するために、日常的な本学の教育・研究業務に携わるものと、企画、評価、立案に携わるものがある。前者に教務委員会、学生委員会等の委員会が含まれ、後者に、自己点検・評価、カリキュラム検討、FD 推進、IR 推進等の委員会が含まれる。

センター・研究所として、学生生活・学習支援センター、メディアセンター、社会連携センター、キャリアサポートセンター、経理研究所が置かれている。すべてのセンター・研究所の規程では、目的等に係る条文で、高崎商科大学、高崎商科大学短期大学部を対象とすることが明記されており、センター会議・研究所会議のメンバーも大学、短大双方の教職員から構成されている。

学生生活・学習支援センターは「高崎商科大学学生生活・学習支援センター規程」に基づいて設置されており、学生生活の支援、学修活動の支援及び学修効果の向上に役立つ活動を目的に掲げている。この目的に沿って行う業務は学生相談、学修計画立案相談、学修方法の指導、資格取得の助言、学生の自発的な学修の促進を図る活動と多岐に亘っており、学則の「広く深い教養と人格の陶冶」を支えている。

メディアセンターは「高崎商科大学メディアセンター規程」に基づいて設置されており、研究に係る全学的な事項を審議するとともに、情報や語学における教育システム及び、図書館の管理運営を担当し、学生に対する教育の支援、学生の調査研究の支援等を目的に掲げている。目的に沿って行う業務は情報教育施設の利用に関すること、図書館資料に関すること、図書館の利用に関すること、紀要の発行に関することとなっている。当該センターは、学生に常に安定した学修環境を提供し、また教員の研究活動、教育活動を支援することで学則の「広く社会科学に関する学問を研究教授」するための基盤となっている。

社会連携センターは、「高崎商科大学社会連携センター規程」に基づいて設置されており、本学の教育理念に基づき地域連携、企業連携、高大連携を通して、教育・研究支援、地域

活動の支援及び地域課題解決、課外教育及び生涯学習等の取組みを推進するとともに、地域社会に対する窓口としての役割を果たし、地域産業・文化の振興並びに人材育成を通して地域社会の発展に貢献することを目的に掲げている。

この目的に沿って行う業務は、地域連携、企業連携及び地域課題解決等に係る企画立案や調査研究、学生によるまちづくり活動及び調査研究活動の支援、課外教育プログラムの企画・実施、公開講座の実施、高大連携に伴う諸活動及び支援、近隣小・中学校への教育・学習支援等である。当該センターは、地域活動を通じ、本学が学則に掲げる「産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」に努めている。

キャリアサポートセンターは「高崎商科大学キャリアサポートセンター規程」に基づいて設置されており、本学の教育理念に基づき、全学的な立場から本学における学生等のキャリア形成支援及び就職等の進路支援を推進することを目的としている。主に進路選択支援、キャリア形成支援、キャリア教育の企画、インターンシップの企画、既卒者の進路支援、進路に関わる学内外関係機関との連携等を行うこととしており、本学が学則に掲げる「産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」の中でも特に有為な人材の育成及び輩出の役割を担っている。

経理研究所は「高崎商科大学経理研究所規程」に基づいて設置されており、簿記、会計、経理領域に関する学術研究及び教育水準の向上を図り、地域社会並びに地域産業の発展に貢献することを目的に掲げている。当目的に沿って行う業務は簿記、会計、経理領域に関する研究、調査、専門知識の提供である。学則の「広く社会科学に関する学問を研究教授」の中でも特に会計分野を深める組織であり、高大連携事業に関する業務（Haul-A プロジェクト）も推進している。

これらセンター及び委員会は、中期計画に定める項目を盛り込んだ年間計画を毎年度策定しており、年度初めの会議等においてその取組み内容を共有し、そして年度終わりには、取組み状況の振り返りが行われている。各センター及び委員会の年間取組み状況報告は、中期計画進捗状況管理表に集約され、全学会議等にて全教職員に共有されている。このように、教育研究組織は、教授会、委員会、センター・研究所間で、相互に有機的に連携し合って本学の使命に沿って教育目的に整合する教育研究体制が整っている。

1-1-⑤変化への対応

前述したが、本学では中期計画の策定において、社会情勢などの変化に対応して、建学の精神を捉え直し、教育理念を踏まえ、Mission 及び Vision を再確認・改定している。改定された Mission 及び Vision を踏まえ、カリキュラム検討委員会が「学修成果」を定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを改定しており、また、中期計画が策定されている。

また、内部質保証の方針に基づいて策定されているアセスメント・ポリシーでは、毎年定期的カリキュラム検討委員会においてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性の検証を、広報・入試委員会ではアドミッション・ポリシーの点検を行うことになっている。この作業においても、社会情勢の変化に伴う地域の人材へのニーズの変化、働く環境の変化等を踏まえ、検証作業が行われている。

「学校法人高崎商科大学第3期中期計画」は、令和7（2025）年度から令和11（2029）

年度の5ヵ年を対象としたものとなっており、令和6（2024）年度に策定のための作業を学長・学長補佐・短期大学部経営学科長が、大学商学部長・経営学科長・会計学科長とともに、課長級以上の事務職員との教職協働で行った。そこでは、従来同様、社会情勢の変化を踏まえ、学園の過去を振り返りながら、建学の精神及び教育理念について再確認を行った。学則レベルでの改定は行わなかったが、Mission 及び Vision については短期大学部および大学の5年間の取組みを反映し、マイナーチェンジを行っている。

【基準1の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

成果が出ている取組みとしては、中期計画策定時に建学の精神及び教育理念について再確認を行い、Mission 及び Vision について再検討を行ったことがあげられる。主に大学協議会の構成員が中心となるが、見直し作業を行うことにより、建学の精神、教育理念、Mission 及び Vision への理解を深め、現代的な意義を共有することで、短大のみならず大学を含めた全教職員に周知するための体制構築につながった。何より執行部間のベクトル合わせが行われ、組織としてのパフォーマンス向上に資するのは大きな成果であると考えられる。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

短期大学を取り巻く環境は極めて厳しく、学校数の減少に歯止めがかからない状況である。このようななかで、短期大学の価値がどこにあるのかを不断に自問自答していかなければならない。教育の質の向上を常に目指し、これまで以上に学生の付加価値を高めていくことが必要であると同時に、継続して取り組むべき課題でもあると考えている。そのためには、建学の精神である「自主・自立」を体現する教育とはどのようなものか、どのように Mission や Vision を実現していくのかを繰り返し検討していくことが重要となる。

各センターや委員会、事務組織の各部署において、建学の精神及び教育理念、Mission、Vision を実現するための教育課程、学生対応、学生サービス、課外プログラム、教育環境整備、そしてFD 及びSD 活動について更なる議論を継続的に行うことが必要だと考える。

あわせて、本学の教育内容や周辺の状況を踏まえて、どのように短期大学を持続可能としてゆくのか、教職員各層がそれぞれの立場で当事者として捉え、取り組むことが重要である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

建学の精神及び教育理念、Mission、Vision、中期計画を日常の実際の業務に落とし込むため、年間目標の設定と自己評価を活用している。具体的には、年度初めに学長が建学の精神、教育理念、Mission、Vision、中期計画に基づき「高崎商科大学及び短期大学部・年度運営方針」を提示する。この方針がブレイクダウンされ、部署、センター、委員会レベルの年間目標が設定される。そしてさらに、これらの年間目標を実現するため、個々人の年間個人目標にブレイクダウンされていく。この様に使命・目的及び教育研究上の目的が個々の取組みに反映される仕組みが確立されている。

しかしながら、まだ高いレベルでの浸透はなされていない。今後は、学長や学部長、学科長による周知の機会を意識的に創出し、浸透を図ることで実効性を高めていきたい。また、各センターや委員会における年度初めの年間計画の共有と、年度末の事業報告を必ず行う体制を構築し、センター及び委員会の構成員が、建学の精神及び教育理念、Mission、Vision、中期計画に則った活動を行っているという意識の醸成に努めていきたい。

短期大学としての持続可能性については、本学のみならず、併設の大学、附属高等学校、幼稚園等も含む学校法人全体の観点も含み、可能な選択肢について検討していきたい。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の建学の精神や教育理念、教育目的を実現するために、令和 5（2023）年 6 月に「内部質保証の方針」を定めた。

当該方針において、まず本学でいう「内部質保証」とは「教育及び研究活動等の質や学生の学修成果、教育環境等を検証し、向上・改善を行っていくことにより、これらが適切な水準にあることを自ら保証していく継続的なプロセス」と規定した。次に、自己点検・評価の客観性及び妥当性、有効性を高めるため、自己点検・評価委員会による定期的・継続的な点検・評価を実施することや、外部評価を実施し、その結果を反映させた自己点検・評価結果は外部に公表し、社会的責任を果たす方針が示された。そのうえで、内部質保証の実質化を図るため、自主的・自律的に定期的な検証・評価を行い、本学における教育の適切性を担保するための組織体制を定めている。

内部質保証の具体的活動を推進するために「自己点検・評価規程」に基づいて、自己点検・評価委員会を設置し、全学的な観点から自己点検・評価の企画及び実施を行うことや、教育に関する自己点検・評価については、アセスメント・ポリシーに基づき実施することなどの方針が明記されている。内部質保証の責任は、大学協議会が担う。大学協議会は、全学的な方針を策定し、内部質保証の推進に関係する組織に対し支援及び助言を行い、関係組織の連携を図るなど、具体的に内部質保証の状況を把握する責務を有することが示され、本学における責任の所在が明確となっている。

また、ガバナンス機能の充実や透明性を確保する目的で、「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 ガバナンス・コード」を令和 5 年（2023）年 3 月に策定した。これにより学校法人の運営については理事会、評議員会の役割や理事、監事、評議員の責務が、教学マネジメントについては学長、大学協議会、教授会の役割が明記され、組織の基盤強化が図られた。なお、当該ガバナンス・コードの遵守について点検評価を実施し、「2025 年度 学校法人高崎商科大学 ガバナンス・コード適合（遵守）状況」を作成し、本学ホームページで公開している。

本学では、「内部質保証の方針」が定められ、全学的な方針及び組織体制が整備されてい

る。内部質保証のための責任の所在も明確になっている。今後は、内部質保証がより効果的・実質的に機能するよう努めていく。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「内部質保証の方針」を受け、「高崎商科大学自己点検・評価規程」により、自己点検・評価に関する組織について規定している。当該規程第2条により「自己点検・評価委員会」が設置され、学長が委員長を指名することや、自己点検・評価項目の設定、実施計画の策定及び分析など点検・評価について定めている。

自己点検・評価を実施するため、平成 31（2019）年 2 月に「アセスメント・ポリシー」を策定した。さらにより実効性のあるものとするため評価・検証項目を 14 項目から 18 項目へと見直すなど、令和 4（2022）年 4 月に改定した。当該「アセスメント・ポリシー」は、本学で定める 3 つのポリシーが適切であるか、また本学の教育活動が 3 つのポリシーに基づき適切に機能しているかどうかについて、多面的、総合的に点検・評価し、必要な改善につなげることを目的としている。

なお、教育活動の適切性や学生の学修成果を把握・測定するため、授業や学生生活全般に関するアンケート、各種調査、学生に関するデータ分析などを各センター・委員会が実施、検証を行っているが、それら個々の調査・分析などの活動に基づき、全学共通の尺度に則って評価・検証することを、本ポリシーにおいて「アセスメント活動」と定義している。

アセスメント活動の実施体制は、アセスメント・ポリシーに詳細に明記している。各センター・委員会が責任を持ってアセスメント活動を実施しており、責任の所在も明確化されている。

本学での自己点検・評価に関しては、教職員個人レベル、各科目レベル、学部・学科・研究科レベル、全学レベルなど全てのレベルにおいて自主的・自律的に実施されている。

教員、職員個人レベルにおいては、学長から各年度初めに示される年度運営方針や中期行動計画進捗管理表を踏まえて「個人目標達成計画書」及び「アカデミック・ポートフォリオ」を作成し、提出している。年度途中においては、前期、後期それぞれ 1 回ずつ上長による面談が実施されており、「個人目標達成計画書」及び「アカデミック・ポートフォリオ」の進捗状況が把握されている。また年度末には「個人目標達成自己評価書」及び「アカデミック・ポートフォリオ」の自己評価箇所を記載、提出している。

各科目レベルでは、「カリキュラムマップ」に基づいてディプロマ・ポリシーに関連付けた科目設定を行っている。また、「スキル別科目担当表」に基づいて、ディプロマ・ポリシーに関連するジェネリックスキルを意識したシラバスを科目担当者が作成し、各授業が実

施されている。半期終了時点で学生による授業アンケートが実施され、その結果を各教員が確認し、自己評価につなげている。FD 推進委員会はこの結果を確認、検証し、必要に応じて教員に対して改善計画の提出を求めている。

学部・学科・研究科レベルでは、学生の学修成果を測定するため、ディプロマ・ポリシーに関連した能力に関する自己評価が実施され、その結果は教授会で情報共有されている。また、アセスメントテストを実施し、学生のリテラシーレベル及びジェネリックスキルの修得状況を分析し、学修成果の可視化に努めている。その結果は教授会で情報共有がなされている。

センター・委員会レベルでは、年度当初に各センター長・委員長・所長が「年間計画書」を作成し、年度末には「自己点検・評価報告書」を作成して、自己点検・評価委員会宛てに提出している。

本学における内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、アセスメント・ポリシーに示す実施方針及びアセスメント・チェックリストに基づき、自己点検・評価委員会が、年間を通じて総合的、計画的に実施している。

各組織・委員会は、「アセスメント・チェックリスト」に基づき、アセスメント活動を実施し、その結果を自己点検評価委員会に報告している。自己点検・評価委員は、アセスメント結果を集約し、「教育の質向上につなげる 3 つのポリシーに基づくアセスメントの仕組みの概要」に基づきアセスメント結果の評価を行っている。

なお、全学レベルでは、自己点検・評価委員会が毎年「自己点検評価書」を作成し、学外に対する説明責任を果たすため、本学ホームページにおいて情報公開している。

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、前述のとおりアセスメント・ポリシーに基づいて、自己点検評価が実施されている。各種アンケート調査は各センター・委員会で実施され、分析が行われている。複数の部署に関わるような全学的なデータの収集や分析については、IR 推進委員会が分析を行っている。令和 7（2025）年度に IR 推進委員会で実施したデータの収集・分析及び取り組みについては、以下の 7 点である

①入学者選抜の妥当性

令和 7（2025）年度入学者を対象に、入学方式と入学後の成果との関係について、前期 GPA およびアセスメントテスト（PROG）の結果を用いて分析した。まず GPA については、入試区分ごとの平均値に統計的な有意差は認められなかった。平均値では系列校推薦および指定校推薦が高く、総合型選抜が低い傾向が見られるものの、Hsu の MCB 検定においても有意差は確認されていない。加えて、指定校推薦以外の入試区分はサンプルサイズが 4 ～8 名と極めて小さく、分析結果の信頼性には一定の制約がある。次に PROG の結果では、リテラシー領域およびコンピテンシー領域のいずれにおいても、入試区分間に統計的な有意差は認められなかった。リテラシー領域では公募推薦が最も高く、共通テストが最も低い傾向にあるが、有意な差ではない。コンピテンシー領域においても全体として差は確認されず、ペア比較で一部に限定的な有意差が見られるにとどまった。以上より、短大においては入試区分の違いによる明確な差異は確認されていないが、特にサンプルサイズ

の制約を踏まえた慎重な解釈が必要である。

②アセスメントテスト分析

アセスメントテストの結果について分析を行った。本分析は、令和 4（2022）年度より継続して実施しているものである。今年度の分析では「学業」「自己成長」などへの注力が「成長実感」を醸成し、CCSE（キャリア選択自己効力感）などの心理効果を生み出していることがわかった。さらに、それらの注力姿勢の背景には「目標の明確さ」や「興味あるテーマ」や「知的関心」の存在、さらには「独自性理解」などが影響を与えていることがわかった。自分自身の興味のベクトルをより具体的に理解している学生ほど成長実感を高め、ポジティブな心理状態にいたっていると考えられる。これらの分析結果について教授会にて報告をおこなった。

③ 学修達成度アンケート（ディプロマ・ポリシーに関連した能力に関するルーブリック調査）分析

学修成果の達成度を把握するため、毎年、ディプロマ・ポリシーに基づく自己評価アンケートを実施しており、令和 7（2025）年度卒業生の結果についても集計・分析を行った。その結果、多くの項目で上昇傾向が見られ、特に「主体性」「協働力」「コミュニケーション力」の伸びが顕著であった。これらの集計データ及び分析結果は、本学ホームページにて公開されている。また、当該自己評価アンケートにおける能力項目が企業の求める人材要件と整合しているかを検証するため、県内外の企業を対象にアンケート調査を実施した。その結果、「デジタルリテラシー」「創造的思考力」「多様性の理解」などの能力は、社会のデジタル化や多様化が進む中で引き続き高い水準で求められ、ディプロマ・ポリシーの表現や内容を時代に合わせてブラッシュアップする必要があることがわかった。

④ポートフォリオ分析と学修成果 PDCA サイクルの業務体制整備

大学・短大の令和 6（2024）年度前期ポートフォリオデータを対象に、線形混合効果モデルを用いた統計的分析を実施した。自己評価と成績 GP のギャップ指標として差分型・比率型の 2 指標を開発・分析し、科目間に統計的に有意な差が認められた。大学・短期大学部いずれも全体として学生の自己評価が成績 GP をやや上回る傾向が示されたが、大学の方がギャップの絶対値・学生個人差ともに大きく、科目間のばらつきも顕著であった。学修成果 PDCA サイクルに向けた端緒を開いた状況である。

⑤キャンパス活性化総合指標の検討・調査方法の決定

学生エンゲージメント指数算出式（仮称）を定めた。各指標の構成要素（行動性 A：履修単位・図書館利用・課外活動、心理的基盤 P：施設満足度・支援体制活用・心理的安全性、成長実感 G：PROG・GPA・資格取得）および具体的な計算手順を整備した。合同学生委員会委員長に算出式を共有し、同委員会にて指標の正当性・妥当性等の検討を依頼しており、令和 7（2025）年度の計画目標である「調査方法の決定」に向けた取組みを進めている段階である。さらに、生成 AI を活用して、指標の算出に利用できるか、検討を進めている。

⑥アセスメント・ポリシーに基づくデータ分析・報告体制の運用

アセスメント・ポリシーの規定に基づき、各種データ分析を行った。具体的には、PROGの実施・集計・解説会、定性的ヒアリング分析、ディプロマ・ポリシー達成度の定量集計と傾向分析を実施した。また入試区分と GPA 等との入学者選抜適切性分析を実施し、合同入試委員会・教務委員会へ共有する。3つのポリシー自体の適切性検証という観点からも、入学選抜（AP）・カリキュラム（CP）・学修成果（DP）の各側面からデータを収集・分析した。

⑦合同 IR 研修・退学分析帳票標準化共同作業による IR 人材育成と知見共有

愛知東邦大学・沖縄大学・高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部の4大学によるIR連携を通年で推進した。活動は「合同IR研修会」と「退学分析帳票標準化の共同作業」の2軸で構成される。各大学の学長が参加される機関間連携行事である合同IR研修会（2025年12月24日開催）では、テーマ「各大学の学内IR体制、その課題と改善点・学修成果の可視化の取組事例」のもと、各校の事例を発表した。本学は、IR体制と学修成果の可視化に向けた取組みを他大学に向けて発信するとともに、他2大学の事例から自学の改善に資する知見を得た。退学分析帳票の標準化共同作業4大学合同で退学分析に用いる帳票の標準化に取り組んでいる。各大学が保有する退学関連データの項目定義や収集様式を統一することで、大学間比較分析の基盤を整備することを目的としている。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望は、毎学期末（7月・1月）に実施している授業アンケートによって把握している。これは各授業についての学生の意見を汲み上げる目的で実施しており、FD推進委員会により組織的な授業改善活動の一環として実施されている。教員の担当科目に対するアンケート結果は、授業改善のための資料として教職員間に回答し、集計結果は、令和6(2024)年度までは1号館エントランス掲示板に掲示した。令和7(2025)年度は学内教育支援ネットワークシステム（A-Portal）の自己評価よりWebで公開し、学生へのフィードバックを行っている。授業アンケートによる結果が種別平均値の一定数値を下回る場合は、該当の教員に対して「授業改善計画書」の提出を義務づけるなど、授業改善のために活用されている。

また、上記調査同様に毎学期末（7月・1月）に実施される「学生生活・満足度に関するアンケート」でも学修支援に関する学生の意見・要望を把握している。アンケートは基本

項目・学生生活調査・大学満足度調査のカテゴリーから構成され、全 32 設問ときめ細やかな調査が実施されている。集計結果については、学生生活・学習支援センターで分析・検討が行われ、次年度以降の学生サービス向上に活かされている。なお、改善策を講じた項目については、その改善内容を全学生にフィードバックしている。

調査結果としては、令和 7 (2025) 年度の後期の大学満足度調査で「学生生活全般」について、「満足している」及び「どちらかといえば満足している」の回答が 78.4%で、同年前期調査と比較して 2.6 ポイント上昇した一方、「学生生活支援」については 64.7%で、2.5 ポイント低下した。「教育・学修支援」について、「満足している」及び「どちらかといえば満足している」の回答が 82.4%で、同年前期調査に比較して、5.7 ポイントアップしており、高い満足度を維持している。満足していない理由として、「インターンシップ 90 時間必修の負担が大きかった。」「金銭的な支援があるわけでもなく、その間はアルバイトできないから収入は減り支出が増えた。」などインターンシップについての意見が学生から出された。

科目履修に関しては、必修科目とのバッティングを極力避ける形で時間割を組む等の工夫を毎年行っている。他方で、課外講座 (TUC チャレンジ講座) を充実させ、本学の教員が担当する講座の場合には無料で提供している。授業運営については、授業アンケートにて担当教員から改善内容を回答してもらうとともに、授業運営をテーマとした FD 研修会等を検討していく必要がある。学生生活に対する意見については、前述のとおり「学生生活・満足度に関するアンケート」により汲み上げている。当該アンケートにて出た意見は、学生生活・学習支援センター、学生課、保健室、学生生活支援室にて共有され、次年度以降の支援に活かされている。

また、学修環境に関する学生の意見・要望についても「学生生活・満足度に関するアンケート」の学生生活満足度調査により把握し、改善に向け検討が行われている。集計結果として、令和 7 (2025) 年度後期大学満足度調査の「施設」に関する項目では、「満足している」と「どちらかといえば満足している」の回答が 84.3%であった。前期の同調査では、86.6%で、2.3 ポイント低下したものの、高い満足度を維持している。満足していない理由として、「トイレの施設の老朽化」や「和式トイレが多い」といった声が寄せられた。このような学生からの意見・要望を汲み取り、令和 7 (2025) 年度末には 1 号館の女子トイレの改修工事が行われるなど、学生の意見を反映させた施設・設備の整備が実施されている。

「学生生活・満足度に関するアンケート」以外にも、ピアサポーターによる「Melly」(学内コミュニケーションシステム)を活用した学生相談窓口を開設しており、1・2 号館には意見箱を設置、匿名でも投函できるようになっている。「Melly」でのオンライン投稿と意見箱での匿名投稿で、学生から意見を汲み上げながら、ピアサポーターによる問題解決・支援も行っている。

近年の社会構造の変化に伴い、多様なニーズをもった学生が入学してきている。前述のように既に「授業アンケート」や「学生生活・満足度に関するアンケート」は、例年実施されているが、部活やサークル、ボランティア、企業連携活動、国際交流活動など課外活動と併せて、学生生活状況等に関する学生情報を把握する必要性が以前から指摘されていた。そのような要請を受け、令和 2 (2020) 年度、「学生生活・満足度に関するアンケート」

の調査項目が細分化され、授業以外の学生生活や学内の諸活動などについての項目が新たに加えられた。今後は、学生からの意見だけではなく、これらの調査の分析結果から見えてくるものを検討し、学生にとって必要とされる支援や学修環境整備を検討していく必要がある。

上記の調査に加え、自己点検・評価委員会では学生から直接意見を聴取する機会を令和4（2022）年度から設け、毎年9月に行っている。これは学生2名に対し教職員2名程度の小グループを複数作り、学生に率直な意見を語ってもらうものであり、アンケート結果も参考に意見聴取を行っている。令和7（2025）年度には「駐車場利用の継続申請受付を4月の年1回から4月と9月の年2回に増やしてほしい。」「スカイラウンジ、ダイニングにカウンター席がほしい」「100分授業について、授業に集中できるよう途中で5分程度の休憩があると良い。」などの意見が出された。これを受けて学科長や教務委員会など担当部署への報告や検討の依頼がなされた。

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

外部の様々な意見を取り入れるため外部評価委員会が設置されている。中期計画の進捗状況や年度運営方針を踏まえて、学部・研究科全般の教育研究活動について詳細な議論がなされている。令和7（2025）年度外部評価委員会では、特に以下の3点について審議がされた。

- ① 2026年度のカリキュラムと3つのポリシーおよび社会との接続について
- ② 入学者選抜の妥当性について
- ③ 社会連携センターの取組みについて

本学では卒業生の就業先に対して、アンケート調査を行っている。本学卒業生一人ひとり及び全体評価を実施し、集計結果を分析している。また、毎年6月に実施されている保護者懇談会においても保護者からの意見を聞くため、アンケート調査を実施している。さらに、社会連携センターにおける地域推進会議・地域連携委員会でも学外関係者からの意見・要望の聞き取りを実施している。様々な機会を捉えて、大学の取組み内容とその適切性について、本学の教育研究活動等が3つのポリシーと整合性があるか、ディプロマ・ポリシーは社会のニーズに沿っているか等について検討がなされている。

令和5（2023）年度に認証評価を受審し、「適格」の評価を得た。一般財団法人大学・短期大学基準協会から受領した「高崎商科大学短期大学部 機関別評価結果」は、ホームページに掲載し、自己点検・評価結果の学内共有と学外への公表を行った。また、平成31（2019）年度 から令和7（2025）年度の自己点検・評価の結果について、「自己点検評価書」を作成し、ホームページ上で公表している。

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における内部質保証については、アセスメント・ポリシーにより3つのポリシーを起点とした自己点検・評価を全学的組織的に実施している。これにより、3つのポリシーがそれぞれ独立したものではなく、学生の教育活動の中で連携し、計画的恒常的に学修成

果を検証する組織体制を有して機能している。具体的には、学生の海外留学の機会増加や学修成果向上のための四半期試験や 100 分授業の導入、アドミッション・ポリシーの検証を踏まえた入試制度の見直し、学生の教育の質を高めるためのカリキュラムの見直しなどが実施されてきた。本学は、1 学科の小規模校であることから、比較的学科全体の情報共有が行いやすく、PDCA サイクルも実施しやすい。情報の透明性も確保しやすい環境を活かして、自己点検・評価委員会を中心にアセスメント・ポリシーに基づき、各種アセスメント活動を実施し、PDCA サイクルを実践している。

令和 2（2020）年度からの 5 年間の中期計画が令和 6（2024）年度末で終了した。令和 7（2025）年度からは、次期の中期計画が策定され、実施されている。これを受けてさらに組織体制を強化し、経営学科におけるアセスメント活動を大学や学校法人のアセスメント活動と連携させ、全体として発展させていくことが今後の課題である。

【基準 2 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では「内部質保証の方針」が定められ、内部質保証のための恒常的な組織体制が整備され、内部質保証のための責任の所在が明示されている。「高崎商科大学短期大学部 自己点検・評価規程」が定められ、内部質保証のための自己点検・評価を実施する組織体制が整備されている。また、アセスメント・ポリシーが策定され、アセスメント・チェックリストに基づき、自主的・自律的にアセスメント活動が実施されている。

IR 推進委員会において、各種調査・データの分析を実施し、その結果は必要に応じて各部署にフィードバックされ、短大教授会や学科ミーティングにおいて情報共有が行われている。

各センター・委員会が実施している各種調査結果や毎年自己点検・評価委員会が作成している「自己点検評価書」は、本学ホームページで情報公開している。

3 つのポリシーを起点とした内部質保証の向上に取組み、入試制度やカリキュラムの見直し、四半期試験や 100 分授業の導入など教育の質の改善・向上に反映している。内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが確立しており、学生はもとより、学外関係者の意見を適宜取り入れて、必要な改善が実施されている。

このように、本学の内部質保証は組織的に整備され、かつ有効に機能しており、教育の質保証に向けた真摯な取組みが継続的に実施されていることや、不断な改善活動を含む組織的好循環が学生の教育の質保証につながっているものと考えられ、大きな成果がでているものと判断する。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

年度末に各委員会・センターから「自己点検・評価委員会」宛てに提出される「自己点検評価書」には、各部署において自己点検・評価を実施した結果、解決すべき課題や次年度以降の改善策が明記されている。例えば、合同カリキュラム検討委員会からは、令和 6（2024）年度より導入された 100 分授業の効果の検証やクォーター制の導入の効果の検証などが次年度以降の課題であることが指摘された。また、FD 推進委員会からは、「協働力の育成」や「ICT（含 AI）の利活用を推進する教育」の更なる推進、IR 推進委員会からは IR

分析結果がアセスメント・ポリシーに基づく改善活動により適切に活用される必要があること、合同学生委員会からは、コロナウイルス感染症により落ち込んだサークル所属学生数や学園祭入場者数の向上を目指すことなど、キャンパス全体の活性化について様々な課題が提起され、その対策が今後の検討課題とされている。

令和 7（2025）年度から本格的に実施するリスキリング事業等を通じて、TUC ブランドを確立し、さらに地域社会に貢献できる短期大学部として発展していくことも今後の課題である。短期大学部では、令和 5（2023）年度大学・短大基準協会による認証評価を受審し、「適格」の評価を得た。その際、「特に優れた点として評価できる事項」として「全教職員が内部質保証に取り組んでいること」や学生支援について「資格取得奨励金制度を設けており、学生は高いモチベーションで資格検定に臨んでいること」、「図書館利用促進のために「ビブリオバトル」の企画運営など、学生を交えた工夫がされていること」、「学びの杜」を設置し、専任教員による多彩な講座や課外活動の機会を学生に提供していること」など、主体的な学びを促すとともに、キャリア形成支援を実施していることなどを高く評価していただいた。「早急に改善を要すると判断される事項」についての指摘は、特になかった。

また、令和 7（2025）年度実施の外部評価委員会においては、特に対処すべき課題は出されなかった。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記（2）で示したとおり、各委員会、センターから提起されている様々な課題については、各部署で責任をもって着実に改善していく。複数の委員会やセンターに関わるような組織横断的課題に関しては、連携して課題解決に注力していく。各改善活動の実施状況や進捗状況は自己点検・評価委員会がアセスメント活動を通じて、本学における教育研究活動の質保証について、点検・評価を行っていく。学校法人全体に関しては、中期計画の進捗状況を適時確認しながら、組織全体としての内部質保証の実質化を図っていく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

（2）3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

<経営学科>

本学では、時代変化に伴う社会のニーズを捉え、令和6（2024）年度にカリキュラムを改定し令和7（2025）年度には学科名を現代ビジネス学科から経営学科とした。それに伴い、令和7（2025）年度入学者向けに新たなアドミッション・ポリシーが策定された。

以下は現在のアドミッション・ポリシーであり、入学者受け入れの方針としている。

高崎商科大学短期大学部 経営学科は、卒業認定・学位授与の方針を踏まえたカリキュラムのもとで学修を行うため、志望者に基礎的・基本的な知識や技能、及び思考力・判断力・表現力を求めます。特に、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」などを基礎とした国語科の学習内容を重視します。また、自ら課題を発見し、解決に向けて探究し、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を求めます。さらに、学内外での幅広い活動、ビジネスやICT、コミュニケーションなどに関する学習や資格の取得は望ましいと考えます。関連した競技会などへの参加やその成果、高度な資格取得は評価します。

高崎商科大学短期大学部 経営学科は、次のような志向性、資質を持った志望者を歓迎します。

1. 社会や身の回りの出来事に広く興味や関心を持ち、主体的に関わろうとする意欲をもつ人。
2. 現代ビジネスにおける汎用性の高い知識やスキル、言語を活用して、自らキャリア構築を志向する人。
3. 多様な社会・文化・価値観を理解し、思いやりと尊重の気持ちをもって他者との関係性を築こうとする人。
4. 地域社会や企業組織の中で多様な人々と協働し、多角的な視点から課題の発見と解決に取り組みたい人。
5. 卒業後も国内外で学びを深める意思のある人。

アドミッション・ポリシーは、入学試験要項や大学ホームページの「建学の精神」ページ、大学ポートレート、学生便覧、新入生保護者のためのガイドブック、学生会発行のキャンパスガイドなどに掲載され、明示・公表されている。

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<経営学科>

社会変化に伴い、短大のニーズは常に変化を求められてきた。カリキュラム改定などで対応してきたため、求める人材像も少しずつ変化してきた経緯はあるが、根本的な基準に大きな変化はない。アドミッション・ポリシーを実質的に担保するために、以下を入試制度に組み入れている。

アドミッション・ポリシー第2文「基礎的・基本的な知識や技能、及び思考力・判断力・表現力を求めます。特に、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」などを基礎とした国語科の学習内容を重視します。」に対応して学校推薦型選抜、総合型選抜での評定平均を含めた総合的評価、基礎学力を問う口頭試問やペーパーテスト、一般入試・センター試験利用入試での国語の必須化などを行ってきた。

アドミッション・ポリシー第3文「また、自ら課題を発見し、解決に向けて探究し、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を求めます。」に対応して、下記の3点を実施してきた。

① 総合型選抜（将来未定型）の導入

- ② 学校推薦型選抜、総合型選抜での面接質問事項の精査、受け入れ判断における学びの態度や姿勢の重視
- ③ 全入試種別における任意の活動報告書の活用

アドミッション・ポリシー第4文「さらに、学内外での幅広い活動、ビジネスやICT、コミュニケーションなどに関する資格の取得は望ましいと考えます。」に対応して、学校推薦型選抜、総合型選抜での面接質問事項の精査、資格特待制度、全入試種別における任意の活動報告書の新設などを行ってきた。また、令和8（2026）年度入試からは、ITパスポート試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、実用数学技能検定2級以上取得を出願資格とした学校推薦型選抜（数理・データサイエンス活用制）を導入した。

その他、令和8（2026）年度からは、多様な背景を持った学生の受け入れを目的に学校推薦型選抜（全国児童養護施設推薦制）を導入した。

入学者の選抜業務は、教授会に設置された組織である入試委員会と大学事務局組織に設置された広報・入試課が中心となって実施している。入学試験要項の作成、願書受付から合否通知発送、入学手続きまでの業務を厳正かつ適切に実施している。

また、試験当日は、学長を入試本部長とする入試本部が設置され、入試委員を中心に厳正に試験を実施している。入試問題はすべて本学の専任教員が作成する。科目ごとの取りまとめ、確認、校正の手順が「入試関連業務実施のガイドライン」としてまとめられ、学習指導要領や入試制度の変化に応じて内容の確認が行われている。外部機関による精査を令和2（2020）年度入試より全科目に拡大して実施し、問題や解答例の適合性と本学の入試問題として適切な水準の確保を図っている。

合否判定の審査においては、試験結果に基づきアドミッション・ポリシーとの適合性も考慮して、学長、学科長、入試委員長、入試委員、事務局長、事務局次長、広報・入試課長からなる予備審査会で審査を行い、最終的な合否はその後開催される教授会の審議を経て、学長が決定している。

入学試験の区分と選抜方法の概要については、入学試験要項及び大学ホームページを通じて公表されている。

上記の入試制度の詳細及び運用がアドミッション・ポリシーに即したものとなっているかの検証は、入試委員会にて随時行われている。入学後に入学者がアドミッション・ポリシーにどの程度適合しているかについての組織的な検証は、平成30（2018）年度に制定されたアセスメント・ポリシーに沿って令和元（2019）年入学生より実施している。具体的には、IR推進委員会が入学生に対し外部アセスメントテストを実施し、その結果や傾向を学科ごとに集計している。

令和7（2025）年度入試に関し、IR推進委員会により入学者選抜の妥当性について検証が行われ、入試委員会の求めに応じて以下の結果が報告された。

1. 入試区分ごとのGPAの平均値には統計的に有意な差は認められない。
2. 平均値は系列校推薦・指定校推薦が最も高く、総合型選抜が最も低い傾向にあるが、統計的には有意ではない。
3. HsuのMCB検定の結果においても、全ての入試区分間で有意差は検出されない。

4. 指定校推薦以外の入試はサンプルサイズが極めて小さく（4～8 人）、統計的検定の信頼性は限定的である。

これらの結果から、GPA 成績及びアセスメントテストの分析から入試区分による合格者の学力・能力に大きな差は見られず、本学における入学者選抜は適切に実施されているものと判断される。

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

＜経営学科＞

定員確保に向けた募集広報にも尽力し、一定数の学生受け入れの維持を目的に入試・広報活動を実践してきた。アドミッション・ポリシーに則った学生確保のため、選抜も機能させてきた結果、令和 6（2024）年度入学者は 71 名であり、令和 7（2025）年度入学者は 59 名と定員には達していない。教育の質の担保のためにも選抜を機能させながら受入数の増加を目的に活動を続けたい。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学短期大学部では、入学前から卒業までの 2 年間を通じ、教員と職員が連携しながら学生の学修状況を把握し、履修指導、相談対応、成績不振者支援、学修環境整備等を行う体制を整えている。特に、オリエンテーション、少人数教育、オフィスアワー、学生生活・学習支援センター、A-Portal 等を組み合わせ、学生一人ひとりの状況に応じた学修支援を行っている。

① オリエンテーション

高等学校から大学での学生生活へ円滑に移行するため、新入学生全員対象の入学前教育に加えて、新入生オリエンテーションを実施している。その中では、学修・履修と学生生活全般に亘る説明、指導が行われる。特に学修・履修に関しては、学科長による短期大学部における学修の概要説明があり、また事務局教務課担当職員からは履修登録の助言と指導が行われる。

令和 2（2020）年度からは学内専用コミュニケーションツール「Melly」において各種説明動画を配信し、履修・成績や卒業要件、諸制度についての確認など、学生がいつでも、どこからでも情報が入手できる支援を強化している。また、対面でも履修相談を受け付けており、具体的に質問等を受けながら指導、助言も行っている。

② ゼミナール形式授業

本学短期大学部では担任制はとっていないが、少人数教育を重視した授業科目を配置しており、継続的な学修支援を行う体制を整えている。担当教員は、学修のみならず、進路や学生生活全般についての相談・助言を行い、学生一人ひとりをきめ細かく支援している。ゼミナール形式科目の担当教員は、学修のみならず学生より就職、進路、学生生活全般についての相談を受け指導・助言するなど、きめ細かく学生をサポートする体制が確立されている。

③ オフィスアワー

すべての専任教員は、前期・後期の各期に週2回のオフィスアワーを設定し、学生の質問・相談を受け付けている。2回のうちの1回は授業時間帯に、残り1回は極力、昼休みの時間帯に設定するよう配慮している。オフィスアワーの時間帯は、教員が研究室に待機し学生に応じているが、多くの教員は通常授業日には研究室もしくは学内にいるため、オフィスアワー以外も臨機応変に来訪を受けている。

兼任講師についても、オフィスアワーの設定を義務づけている。本学では、兼任教員に講師控室を用意しており、授業の開始前、もしくは終了後に学生からの質問・相談に応じよう、教務マニュアルに定めている。仮に授業前後で時間を割くことが難しい場合でも、メールで学生への対応を行うなど、質問・相談を受け付ける環境の確立を強く依頼している。

④ 学生生活・学習支援センター

本学では、学生の学修に関する疑問や問題点を解決するための組織として「学生生活・学習支援センター」が設置され、(a) 学習支援・スタディーズスキル育成、(b) 学生相談・自己発見・自己実現、(c) 資格取得・キャリア形成といった学修支援活動を行っている。センター員は、事前予約にて個別学生相談を受け付ける体制を整えている。

⑤ 資格・検定試験対策講座

「TUC チャレンジ講座」と題し、学生のスキルアップ、資格取得、キャリア形成を支援するため、学生生活・学習支援センターにおいて各種資格・検定対策講座等を開設している。

資格取得を目的とした講座では国内及び総合旅行取扱管理者、基本・応用情報処理技術者等、教員採用試験（公立・私立）等の講座を開設しており、ファイナンシャルプランナー（FP）やTOEIC、IT パスポート等の資格取得を対象としたTACと連携した通信講座も用意している。その他にも学生の主体的学修を促し、学問に対する興味・関心を持たせることを目的とし、毎年専任教員によるオリジナル講座を設定している。

⑥ 教職員の協働体制

本学では、全てのセンター及び委員会が教員と事務職員で構成されており、教職協働の体制が確立されている。事務職員は正式なセンター員及び委員として参画が求められており、センター及び委員会が行う活動には全て関わる。全学の教学をマネジメントする大学

協議会や、教育の質向上を図る FD 推進委員会においても、事務局長、事務局次長を中心とする事務職員のメンバーが配置されている。

3-2-②TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

① チューター制度

本学ではチューター制度（学修チューター・遠隔授業チューター）を導入している。チューター制度は「高崎商科大学チューター規程」に基づいて運用されており、学生同士の意思疎通を円滑にし、学修への取組みや卒業後の進路といった学生生活の全般的な問題解決を図り、チューターも含めた学生相互の成長を促すことを目的としている。学修支援の観点からチューターとして選出されるには、学業特待生 A 以上、もしくは履修規程に定める資格取得における単位認定に該当する資格保有が条件であることに加え、専任教員の推薦が必要である。審査の段階では、申請学生の科目履修状況、単位修得状況、授業態度、人柄などを十分に考慮し、学部長面接を経て、総合的に判断されている。令和 7（2025）年度は、4 名が採用された。

なお、新型コロナウイルスの影響から令和 2（2020）年度前期より、全学的に遠隔授業が実施され、遠隔授業をスムーズに実施するための緊急措置として「遠隔授業チューター」を特別採用した。円滑な授業実施の支援を行うため、採用の条件は、GPA 2.6 以上の成績を有する学生とした。令和 3（2021）年度以降も一部の科目にて遠隔授業の実施しているため継続して募集している。

② 成績不良者対応

学期末や年度末に成績不良の学生に対し、学科長、教務担当職員と学生生活・学習支援センターが協力して個別に面談を行い、原因の把握、問題解決のための助言を行うとともに、次年度の履修計画、学修計画の支援も行っている。

学期末や年度末の個別面談とは別に、退学・留年を減らす対応策の 1 つとして各科目の担当教員は、学内教育支援ネットワークシステム「Active Portal（通称 A-Portal）」にて出欠管理を行い、フォローや支援が必要と判断された学生について随時、事務局と共有している。なお、過去 7 年間の入学年度別退学者の状況は、【表 3-2-1】に示すとおりである。

学期末及び年度末の個別面談に加え、A-Portal を活用した出欠管理や情報共有を行うことで、早期把握・早期支援を実施している。短期大学部の退学率は、2019 年度 11.43%、2020 年度 7.55%、2021 年度 8.51%、2022 年度 11.32%、2023 年度 11.36%、2024 年度 1.72%、2025 年度 5.63%で推移しており、継続的な支援体制の整備を進めている。

【表 3-2-1】短期大学部の入学年度別退学者の状況（過去 7 年間）（令和 8 年 5 月 1 日現在）

入学年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
退学除籍	12 人	8 人	8 人	12 人	10 人	1 人	4 人
退学率	11.43%	7.55%	8.51%	11.32%	11.36%	1.72%	5.63%

③ Active Portal（教育支援ネットワークシステム）

Active Portal（通称 A-Portal）により、PC から学生の履修情報や成績情報、GPA などの学生情報を教職員が閲覧可能となっているほか、WEB による出欠管理システムが構築されている。このシステムでは、休みがち検索といった機能から特定の学生に絞った出席状況も確認でき、学修支援、指導に活用され、退学や留年などの低減を図る対応が迅速にできるようになった。また、学生も履修状況や取得単位、授業の出席状況、その他休講・補講・定期試験日程等の情報を自分で確認・管理できるようになっている。これにより、欠席傾向や学修上の課題を早期に把握し、教職員が連携して支援につなげる体制を整備している。

④ 学内情報環境の整備

教室や学生ホールなどに学生所有の PC やスマートフォンが接続可能な Wi-Fi アクセスポイントが整備されており、レポートや授業準備などで活用されている。また、学生用の貸出 PC が 41 台準備されている。0A 教室 3 室は、授業で使用していない時間帯は学生に開放しており、自由に使用することが可能となっている。自習やレポート作成、情報の検索・収集など様々に活用されている。

なお、PC のトラブル対応や利用相談については、メディアセンターにヘルプデスクが設置され、専従の技術者が応じている。

⑤ 障がいのある学生への配慮

障がい支援・配慮については、「高崎商科大学障がい学生支援に関する規程」に基づき、学生生活・学習支援センターが各関係部署と連携して支援を行っている。入学前の段階で、広報・入試課及び学生課と連携を図り、希望に応じて本人及び保護者などへの事前ヒアリングを実施している。その後本人の希望に応じて配慮申請を行い、本人の意思を確認したうえで関係する教職員への情報共有等も行っている。

履修が確定した後、配慮が必要な学生については授業教室の対応を行い、定期試験時についても申請内容に基づき特別対応を実施している。

⑥ 教員相互による授業参観

授業改善に向けた取組みの一環として、FD 推進委員会により前期及び後期の終盤時に、授業開放期間を 2 週間設け、他の教員の授業を参観できる制度を併設の高崎商科大学と合同で確立している。専任教員は、期間中に他の教員の授業を 2 科目以上参観し、参観後には「授業開放参観報告書」の作成を行い、事務局に提出することが義務づけられている。なお、この制度は専任教員だけでなく、非常勤教員及び事務職員にも適用されており、それぞれ 1 科目以上参観し、専任教員同様、参観後に「授業開放報告書」の提出を義務づけている。また、授業開放期間以外でも、授業の参観は可能となっている。

⑦ 学生による授業アンケート

前期末及び後期末に「学生による授業アンケート」を実施している。これは学生の意見を汲み取るとともに、組織的な授業改善活動の一環として FD 推進委員会により実施され

ている。担当科目についてのアンケート結果は、授業改善のための資料として教職員に開示され、集計結果を Active Portal（通称 A-Portal）により学生にも公開している。

また、授業アンケートによる結果が全科目の平均値を一定の数値下回る場合、該当の教員に対して「授業改善計画書」の提出を義務づけている。さらに大学全体の改善のため「学生生活・満足度に関するアンケート」を毎年度実施しており、その中で学修・教育システムの満足度についても調査している。

以上により、学生の意見を授業改善へ反映する仕組みを制度化している。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

本学における、キャリア支援、就職・編入支援などの進路支援に直接関係する授業科目としては、「社会人基礎力演習」、「キャリアデザイン」、「プレゼミナール」、「専門ゼミナール」、「卒論ゼミナール」、「インターンシップ 1」、「インターンシップ 2」、「認定産官学連携プロジェクト」、「認定海外研修 1」、「認定海外研修 2」、「認定海外研修 3」、「認定海外研修 4」を配置している。なかでも、インターンシップは、学科・専攻課程の専門教育として修得した知識や学びを実際の職業現場での実践に活かす機会となっている。実践の現場を経験することを職業教育に含む本学の支援の仕組みにより、学生が自らのキャリアを具体的に描くことができ、就職活動時における職業への接続を円滑にしている。また、ゼミ担当教員とキャリアサポートセンターとの連携により、学生一人ひとりの就職状況を教員と職員の双方で把握するため個別面談での相談や指導を実施している。必要に応じキャリアカウンセラーの教員や職員が各コースやゼミを越え横断的に指導を行える環境を整えている。さらに、毎月 1 回の学科ミーティングを通じ、各ゼミの就職状況や進路状況の情報共有を図り、教員全体で学生個々の把握に努め、一人ひとりを大切にしたい支援を行っている。

このようなカリキュラム・組織体制で、全学的な社会的・職業的自立に関する支援を行っている。

3-3-②キャリア支援体制の整備

教育課程外においては、キャリアサポートセンターによる進路選択の実践に向けた講座を実施している。講座は、講義だけではなく、実際の行動を伴い、進路選択活動における具体的な準備、対策のための体験やトレーニングの機会として提供している。これらによって自己効力感を高め、自らがデザインしたキャリアに向けた主体的な行動力の強化を支援している。

また、講座の中で内定を得た先輩学生によるパネルディスカッションを実施し、身近な

存在である先輩の行動や心構えを参考にしながら自らのキャリア形成を意識した進路選択を支援している。その他、学生と事業者の出会いのきっかけを提供するための各種イベントを企画・運営している。特に、以下 3 点の本学独自の取組みは、進路選択における気づきや視野拡大につながり、キャリア形成を図るうえで貴重な支援策となっている。

〔TUC シンプルオファー〕

令和 3（2021）年度から、本学では独自の逆求人仕組みを運用している。学生のプロフィールを希望事業者に提供する取組みで、事業者側からのオファーをきっかけに就職活動を展開するためのものであるが、それに加えて不特定多数の事業者に読まれることを意識することでプロフィール入力での応募書類の完成度が高くなることや、想定外の業界からのオファーにより、自身の学びや身につけた能力が活かせる仕事の視野が広がることなどの副次的な成果につながっている。

【表 3-3-1】TUC シンプルオファー利用状況

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
利用学生数	116 名	105 名	82 名	84 名	79 名
利用事業者数	53 社	95 社	101 社	122 社	89 社

※利用学生数には併設の高崎商科大学の学生を含む

〔学内オンデマンド合説〕

コロナ禍により対面での学内合説が実施できなくなったことをきっかけに導入した。事業者より提供があった 20 分程度の動画を学生が専用サイトから視聴する。各事業者の動画を視聴し終わると事業者が指定した自社採用サイト等のリンク先へ移動するプログラムとなっている。導入当初は、動画制作負担や学生の反応がわからないことに対する不安から参加事業者が少なかったが、現在は多くの事業者が参加している。学生の視聴回数も増加傾向にあり、一定の評価を得ている。対面イベントにも対面ならではのメリットはあるが、近年の傾向として「タイパ」「コスパ」を重視する学生が増える中で 24 時間、いつでも、どこでも、何度でも視聴できる点で学生のニーズに応える形の情報提供となっている。

【表 3-3-2】学内オンデマンド合説の状況

	参画事業者数	総視聴数
2021 年 6～7 月（インターンシップ情報）	17 社	334 回
2022 年 2～3 月（就職情報）	46 社	904 回
2022 年 6～7 月（インターンシップ情報）	22 社	387 回
2023 年 2～3 月（就職情報）	56 社	1,794 回
2023 年 6～7 月（インターンシップ情報）	24 社	311 回
2024 年 2～3 月（就職情報）	85 社	1,849 回
2024 年 6～7 月（インターンシップ情報）	29 社	413 回
2025 年 2～3 月（就職情報）	105 社	1,349 回

2025 年 6～7 月（インターンシップ情報）	30 社	628 回
2026 年 2～3 月（就職情報）	94 社	688 回

※視聴学生には併設の高崎商科大学の学生を含む

〔合説実践講座〕

就職活動解禁を目前に控えた 2 月 9 日及び 10 日に、「合説実践講座」を開催した。本講座は、学生が合同企業説明会を効果的に活用できるよう支援することを目的とし、企業を学内に招いた模擬合同企業説明会と、事後のフィードバックを組み合わせた実践型プログラムである。2 日間にわたり開催し、各日 16 社、延べ 32 社の企業に協力いただいた。参加学生は各日 49 名にのぼり、大学・短大の学生計 98 名が主体的に参加した。

企業説明会では、企業ごとの説明を実際の形式で体験することで、時間配分やブースの回り方を具体的に学ぶ機会となった。また、座席への着き方、話の聞き方、メモの取り方、服装や立ち振る舞い、姿勢等について事後のフィードバックを受けることで、学生は課題を明確化することができた。これにより、学生は本番の合同企業説明会に対する不安を軽減し、自信を持って臨むための実践的な準備を整えることができたと考えられる。

【表 3-3-3】合説準備講座の状況

	2026 年 2 月 9 日 (1 日目)	2026 年 2 月 10 日 (2 日目)	合計
参加学生数	49 名	49 名	98 名
参加事業者数	16 社	16 社	32 社

※参加学生には併設の高崎商科大学の学生を含む

本学では、群馬県内私立短期大学 2 校と連携したキャリア形成や進路支援に関する情報交換を行いながら合同企業説明会等の進路支援施策を共同で実施している。

また、令和 5（2023）年 11 月には群馬経済同友会と連携・協力に関する協定を締結。以降も経済団体との連携により企業の実務者によるキャリア教育や就業体験の機会提供、職業紹介の拡充が図られている。

さらに、キャリアサポートセンターでは、キャリアコンサルタント（国家資格）の有資格者を中心に心理系、カウンセリング系の研鑽を積み、個別の相談等に対応している。本学では、相談へのハードルを下げ、躊躇なく相談できる環境を整備するため、ゼミ担当教員からの情報収集に加え、キャリアサポート課の職員による 1 年次生との全員必須面談を実施している。

進路選択の多様化や煩雑化に伴い、学生の相談内容も複雑になっている。コロナ禍以降はオンラインによる相談にも対応しており、相談については一人ひとりとしっかり向き合うため、従来から予約制で実施している。予約は来室や電話で受け付けるが、令和 6（2024）年 1 月からは、本学独自の就活ナビサイト「TUC キャリア」にて WEB 上からの相談予約も可能とした。また、学内連絡手段である Melly を活用した相談受付体制を整え、学生の利便性向上を図っている。【表 3-3-4】の通り、来室者数はやや減少傾向にあるが、履歴書作

成・添削においては年に複数回の相談会を別会場にて設け、センター教職員で対応するなど、来室しなくても受けられる支援の提供も行っている。

【表 3-3-4】キャリアサポートセンター利用状況

年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
相談件数	1,496 件	2,111 件	1,751 件	1,363 件	1,191 件
来室数	3,265 名	4,498 名	3,667 名	2,918 名	2,751 名

※相談件数には併設の高崎商科大学の学生を含む

キャリアサポートセンターでは、改善のための現状把握、ニーズ調査のため、毎年卒業時にキャリア支援の満足度や要望等を確認するための「卒業時キャリアアンケート」、在学時の学びや支援の効果、仕事に対する意欲や態度を確認するための「卒業後 1 年・3 年経過者アンケート」、卒業生の評価、ディプロマ・ポリシー達成度の検証を行うための「就業先からの卒業生評価」を実施している。

「卒業後 1・3 年経過者アンケート」の回答率の低さは、これまでずっと問題となってきた。そのため今年度は回答率をあげるため、回答者に対して 500 円の Amazon ギフトコードを贈呈する施策をとった。また、アンケート送付時に表紙台紙に朱書きで「アンケート在中」、「回答者に Amazon ギフトを贈呈」と明記した。さらに、ネット上から簡単にアンケート回答ができるよう回答フォームを整えた。その結果、昨年度の大学回答者 12 名、回答率 3.5%、短大回答者 10 名、回答率 5.6%から、今年度は大学回答者 33 名、回答率 8.5%、短大回答者 20 名、回答率 10.6%と、回答者を 31 名増やすことができた。ひいては多くの卒業生から本学で身に付けた DP が企業で働く際に役立っているかの検証を行う際のデータを集めることができた。

また、「就業先からの卒業生評価」は、卒業後 3 か月～6 か月の期間でそれぞれの卒業生の就業先に評価を依頼している。就業先での教育・研修を含まない学卒者としての能力や意欲、態度についての評価を得ることで、ディプロマ・ポリシーの適切性の確認にもつなげている。上記アンケートは、集計後、キャリアサポートセンター会議で分析し、教授会へ報告した後、ホームページ等で公開している。

教育課程外で実施している講座やイベントは、近年の就職支援会社等が提供しているコンテンツが充実していることもあり、学生が各種準備等を自ら主体的に行うことを妨げないよう原則任意参加で実施している。不参加の学生は、自らの考えで準備を進めている場合もあるが、情報が伝わらず講座やイベントの存在が認知されていない場合もある。周知については更なる工夫や改善が必要と考える。また、就職支援会社等は講座運営スキルが高く、労働市場の現状にも精通しているため、外部講師として協力していただく機会が増えている。そのため、外部コンテンツと同じと判断されないよう、学内講座に関しては事前に一定期間に開催予定のイベントテーマや内容をまとめて案内し、学生がテーマ毎に要・不要を判断して予定を組むことができるように工夫を行っている。また、本学ポータルサイトからの発信や指定場所での掲示に加え、学生生活上の動線に合わせた案内によって、進路選択の必要性を自覚していない学生の目にも触れるようにし、より多くの学生に情報が伝わるよう周知に取り組んでいる。特に、講座やイベントの企画、運営に際しては、内

製化への取組みを増強している。講座やイベントを内製することで、学生の進路特性や準備の進捗など状況に応じた運営を可能にするほか、学内に講師がいることで、疑問や不安などを学内で直接質問できるようになり、相談や情報提供などの利用促進も期待できる。

3-4. 学生サービス

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

本学では小規模大学の利点を活かし、きめ細かい学生への支援が展開できるように努めている。全学生が安定した学生生活を送り、学修に専念できるように様々な組織や支援体制を整備している。また、学生生活支援、経済支援、課外活動支援を相互に連携させることで、短期大学部の2年間に於いて学生が安心して学修を継続できる環境整備を進めている。

① 学生サービス、厚生補導のための組織

〔学生サービス全般の組織〕

学生サービス全般を充実させるための組織として、「学生生活・学習支援センター規程」に基づき、「学生生活・学習支援センター」が設置されている。当該センターでは、主に学習支援・スタディーズスキル育成、学生相談・自己発見・自己実現支援、資格取得・キャリア形成のための支援が行われている。また、学生の学生生活の中で生じる問題や悩み、学修に関する質問や相談を受けるための窓口として機能しており、予約による相談がセンター員により実施されている。

当該センターは専任教員6名（うち2名は短期大学部専任教員）と、専任職員5名が所属しており、学生の様々な相談に対応している。また、専任職員5名のうち1名は保健師を充当し、体調を崩した学生への対応や健康相談にも対応できるよう配慮している。

特に出席状況が良くない学生は、経済的問題や家庭の問題、精神的問題等、深刻な問題を抱えている場合もあるため、演習を担当する教員からの情報や、各科目における出席状況をもとに、学生への電話連絡、呼び出し、必要に応じた個別面談を実施し、早期把握・早期支援につなげている。

また、成績が確定した2月末から3月にかけて、卒業不可の学生、進級要件未充足(GPA1.0未満)の学生、2年間の修業年数で卒業できないことが確定した学生、休学中の学生に対して個別面談を実施している。その中で、個々の学生が抱えている問題を把握し、対応策の検討や今後の学修計画の策定、学生の学修環境の整備への助言、学修意欲の確認を行っている。また、面談内容は関係部署間で共有し、継続的なフォロー支援につなげている。

〔健康相談、心的支援の組織体制〕

学生の健康に関する相談は、保健室が設置され1名の保健師が常駐し対応している。健康診断の結果にて指摘事項があった際には、状況に応じて保健室より指導が行われる。また、年に1回、校医による健康相談会を実施しており、令和7（2025）年度は11月に行われた。

こころの悩みを感じる学生には、「学生生活支援室」に配置しているカウンセラーにより対応している。令和4（2022）年以降は、相談希望者が増加したため、公認心理師2名体制で週2回の相談日を設け、相談体制を強化している。

また、新入生を対象に「健康調査（GHQ30 精神健康調査）」を実施し、何かしらの問題を抱えている学生を早期に発見し、適切な対応が取れる体制を取っていることを伝え、学生には相談できる場所があることを意識づけている。

〔その他、生活支援、障がい学生支援などの体制〕

前述した「学生生活支援室」の設置に加え、1人暮らしの学生のアパートやアルバイトの斡旋等を行っている。また、新入生全員を対象とした新入生オリエンテーションにおいて、薬物乱用防止に係る啓発・指導や大学生が巻き込まれやすい事件を中心に、群馬県警に講師を依頼し「防犯講話」を実施している。

入学時に学生生活において支援が必要な学生については、入学前から面談を行い、配慮申請を受け付けている。これまでの対応事例としては、教員への授業内、また定期試験での配慮とその内容の共有、車椅子の設置、医療器具の設置等がある。その他、障がいのある学生への配慮については、「高崎商科大学障がい学生支援に関する規程」を策定しており、令和6（2024）年4月1日から施行している。

〔学生委員会の設置〕

学生生活を送っていく中で生じる様々な問題に対応する組織として、「高崎商科大学短期大学部学生委員会細則」に基づき、「学生委員会」が設置されている。当該委員会では、学生の厚生に関すること、学生の課外活動に関すること、学生会活動に関することなど、厚生補導業務に従事している。当該委員会には専任教員4名（うち1名は短期大学部専任教員）と、専任職員4名が所属しており、学生の様々な問題に対応している。課外活動を行う中で発生する相談や、学生の懲戒等への対応も行っている。課外活動への支援等は学生課の事務職員が随時対応しており、きめ細やかなサービスが提供されている。

〔自宅外通学者の集い〕

新たに一人暮らしを始めた新入生を対象に、自宅外通学者の集いを6月下旬に継続して実施している。新潟、長野、それ以外の地域、留学生など出身地域ごとに集まり、学生同士及び教職員と面識を持つことにより、孤立を未然に防止する取り組みである。特に環境変化による孤立や退学リスクの低減を目的として継続実施している。

令和7（2025）年度入学生では、「学生ピアサポーター」の企画・運営のもと、一人暮らしの新入生を対象に「自宅外通学者の集い」を実施し、約20名が参加した。また、新入生交流会を4月に実施し、不安の払拭や友人関係の構築を進め、大学生活へのスムーズな導入を促している。

〔オリエンテーション時における、学生サービスや相談窓口の案内〕

例年、新入生に対しては入学式の翌日から3日間、オリエンテーションが実施されている。2年次在学学生に対しては、健康診断等の際に必要な資料を渡し、Web配信によるオリエンテーションを実施している。

② 経済的側面からの支援

学生が安心して勉学を継続するための経済的支援の仕組みとして、日本学生支援機構奨学金、その他各種奨学金に加えて、本学独自の「後援会緊急貸与奨学金」、「ワーク・スタディ奨学金」、「TUC 各種特待生制度」、「資格取得奨励金制度」を設けている。また、学修支援を行う「チューター制度」、学生生活支援を行う「ピアサポーター制度」も整備し、一定額の報酬を支払い、学生の支えとしている。

「後援会緊急貸与奨学金」とは、卒業年次を対象とし、家計の急変に対応するために本学後援会により設けられたものである。「ワーク・スタディ奨学金」は学生委員会にて管理されており、経済的に困窮している学生を対象とし、各学年から2人を選出し、支援を行っている。選出された学生は大学事務局の業務を月間20時間以内行うことにより、月額3万円以内の奨学金給付を得ることができる。令和7（2025）年度は、大学生5名・短大生2名が受給した。

「TUC 各種特待生制度」は、学業・スポーツの各分野に分けて実施されている。学業の特待生制度は成績優秀者を対象とする制度であり、GPA 評価によって年間授業料4分の1から全額が免除される。スポーツの特待生制度はスポーツの実績を有する学生を対象とする制度であり、実績により年間授業料半額から全額が免除される。また、2年次在学学生を対象とする学業特待生制度は、成績優秀者より選定し、GPA 評価によって年間授業料4分の1から全額が免除される。

「資格取得奨励金制度」は、入学後に本学の指定する資格を取得した場合、資格取得のための受験費用額が支給されるものである。「チューター制度」は、学生が授業補助や遠隔授業の支援を行う制度であり、「ピアサポーター制度」は、学生が同じ学生のキャンパスライフを充実させるために活動を行う制度であり、共に報酬が支払われている。そのほか、私費留学生については、「私費外国人留学生授業料減免」の制度が整備されている。

各種奨学金の利用状況は、以下【表 3-4-1】の通りである。奨学金制度や独自支援制度を組み合わせることで、経済的理由による学修継続困難を防ぐ体制を整備している。入学時から家計困窮に苦しんでいる学生や、在学中の家計急変によって休学や退学を考えなければならなくなった学生からの問い合わせには、随時、親身に対応している。また、学生の状況を的確に把握し、学業に支障がないように職種や時間に配慮しながらアルバイトの紹介等も行っている。

【表 3-4-1】 奨学金の状況 (令和 7 年度)

奨学金の名称	学内・学 外の別	給付・貸与 の別	支給対象 学 生 数 (a)	在籍学生 総数 (b)	在籍学生数に 対する比率 (a / b*100)
日本学生支援機構奨学金 (第 1 種)	学外	貸与	24	132	18.2%
日本学生支援機構奨学金 (第 2 種)	学外	貸与	25		18.9%
日本学生支援機構奨学金 (給付)	学外	給付	8		6.1%
私費外国人留学生学習奨励費	学外	給付	0		0.0%
私費外国人留学生授業料減免	学内	給付	0		0.0%
ワーク・スタディ奨学金	学内	給付	0		0.0%
後援会 緊急貸与奨学金	学外	貸与	0		0.0%

③ 学生の課外活動への支援

学生の人間教育の観点から、また学生が有意義な学生生活を過ごすために課外活動は、主体性や協働性を育む教育活動の一環として重要な意義があり、本学では「学生会」を中心に支援を行っている。本学では「学生会会則」に基づき「学生会」が組織され、学生全員が会員となっている。学生会は、後援会を通じて学生の課外活動に対する経済的支援を行っており、学生委員会が助言、指導を担っている。また教室等の必要な施設を提供し、学生の課外活動を支えている。前年度の支援状況については、以下【表 3-4-2】の通りである。

【表 3-4-2】 学生の課外活動への支援状況 (令和 7 年度実績)

	活動資金支援		
	数	金額	1 件あたりの金額
サークル活動 (空手道部)	51	667,181	13,082
サークル活動 (後援会)	1	1,000,000	1,000,000
サークル活動 (私大スポーツ大会)	1	78,000	78,000
文化祭 (後援会)	1	2,000,000	2,000,000
文化祭 (同窓会協賛イベント)	12	952,736	79,395
ボランティア活動 (イベント他)	104	1,675,690	16,112
起業活動 (ビジネスアイデア)	7	92,280	13,183
起業連携 (3.5 本の矢 P)	157	2,019,234	12,861
国際交流活動 (IPP0)	59	816,707	13,842
国際交流活動 (後援会)	13	1,050,000	80,769

※支援状況には併設の高崎商科大学の学生を含む

「学生会」には学生総会、学生会執行部、クラブ連絡協議会、彩霞祭実行委員会、選挙管理委員会、監査委員会の各機関が置かれ運営されている。また、サークル活動や部活動、各種同好会の活動を支援するため、部室や体育館、サークル活動の拠点として活用できる

学内諸施設を提供している。

学生会主催の行事は、主に新入生歓迎会を兼ねた「体育祭」や、近隣住民の方々も多く参加する「七夕祭」、「彩霞祭」と称する学園祭が例年開催されており、学生主体の活気ある課外活動が実施されている。そのほか、運動部・サークルを中心に年1回、救急救命講習を実施し、非常時の対応に備えている。

また、本学に設置された国際交流委員会においては、課外活動の1つとして各種海外研修プログラム（IPP0 プロジェクト）を実施している。令和7（2025）年度の実施状況は、以下【表 3-4-3】の通りである。

【表 3-4-3】 海外プログラム実施状況（令和7年度実績）

プログラム名	参 加 者
ベトナムフンドン大学インターンシップ	参加者なし
フィリピン SSP（ショートステイプログラム）	参加者なし
その場で IPP0～Hawaii 編～	大学生：6名、短大生：4名
Sun Pacific College 語学研修	大学生：4名
台湾 SSP（ショートステイプログラム）	大学生：4名、短大生：1名
TUC 多文化共生プログラム	大学生：16名、短大生：8名
TAFE 語学研修	大学生：5名、短大生：2名

なお、一部プログラムは参加希望者数や実施条件等により参加者がいない年度もあるが、多様な国際交流機会を維持できるよう継続的に実施している。多様な国際交流機会を維持するとともに、短期大学部学生が参加しやすいプログラム設計を継続している。

以上のように、短期大学部では学生生活支援、経済支援、課外活動支援を相互に連携させながら、学生が安心して短期間で成長し、学修に専念できる環境整備を進めている。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

校地・校舎の面積は、【表 3-5-1】のとおりである。施設設備の維持・管理は、総務課が中心となって担当しており、日常的な修理・修繕から大規模な工事を伴うものに至るまで、各業者と打ち合わせを行いながら対応している。大規模な工事については年次計画を立て予算組みのうえで対応している。

主な施設設備の日常的な保守点検業務は、外部委託しており、建物内清掃、ゴミ収集、

学内植栽・樹木等管理及びグラウンド整備、情報機器管理、情報ネットワーク管理、空調機器管理、電気設備保守、防災設備保守、建物維持管理などについて、それぞれ専門業者と年間契約を結び、日常管理と定期検診を実施している。

なかでも、2・4号館の自動ドア、3・4号館エレベーター、受水槽、消防設備など、安全面で重要と思われる施設設備は毎年定期的に点検を行っており、令和4（2022）年度には全校舎について建物劣化調査を行い、修理・修繕を行った。

教室や個々のPCトラブルなど情報関連設備の維持・管理については、事務局とメディアセンターとで協力して行っている。

〔校地〕

本学の大学設置基準に規定される必要校地面積は8,000㎡、共用する短大の短期大学設置基準に規定される必要校地面積は2,200㎡で、合計の設置基準面積は10,400㎡である。これに対して本学は、38,132.02㎡を保有している。

〔運動場〕

屋外運動場（17,801.00㎡）として、野球・ソフトボール場、サッカー場などを保有し、体育館（1,104.96㎡）、テニスコート2面（内1面はフットサルコートと兼用）も保有している。これらの施設は、授業で使用するほか、学生の課外活動においても活用されており、運動場については、支障のない範囲で地域住民へも開放している。

〔校舎〕

それぞれ設置基準に規定される必要校舎面積は、大学4,958㎡、短大2,710㎡の合計7,668㎡であるが、大学全体として13,474.12㎡を保有している。

平成30（2018）年度に新たに設置された教育棟4号館（通称SKY）は、学生食堂、ラーニングコモンズスペース、5教室、5研究室、社会連携センター、経理研究所を備えており、学修環境は大幅に向上された。また、学生数増加に伴う昼食時の混雑緩和のため、3号館ラウンジに新たにカフェ（25カフェ）も新設し、飲食スペースの拡大も行った。

〔図書館〕

図書館は、2号館1階に位置する。延床面積は852.92㎡（閲覧スペース703.69㎡、書庫スペース149.23㎡）である。開館時間は、月曜日から金曜日までは午前8時50分～午後6時30分まで、土曜日は午前9時～午後4時までとなっている。

〔体育施設〕

屋外運動場で利用するソフトボール用の道具（ボール、グローブ、バット）やサッカーボールを貸し出ししているほか、体育館ではバスケットボールやバレーボール、空手道などの各種運動を推進するため、バスケットゴール、バレーネット、マットなどを用意し貸し出しを行っている。また、テニスコートは2面に分かれており、フットサルでも活用できるようにしており、テニスラケットなどの貸し出しも行っている。

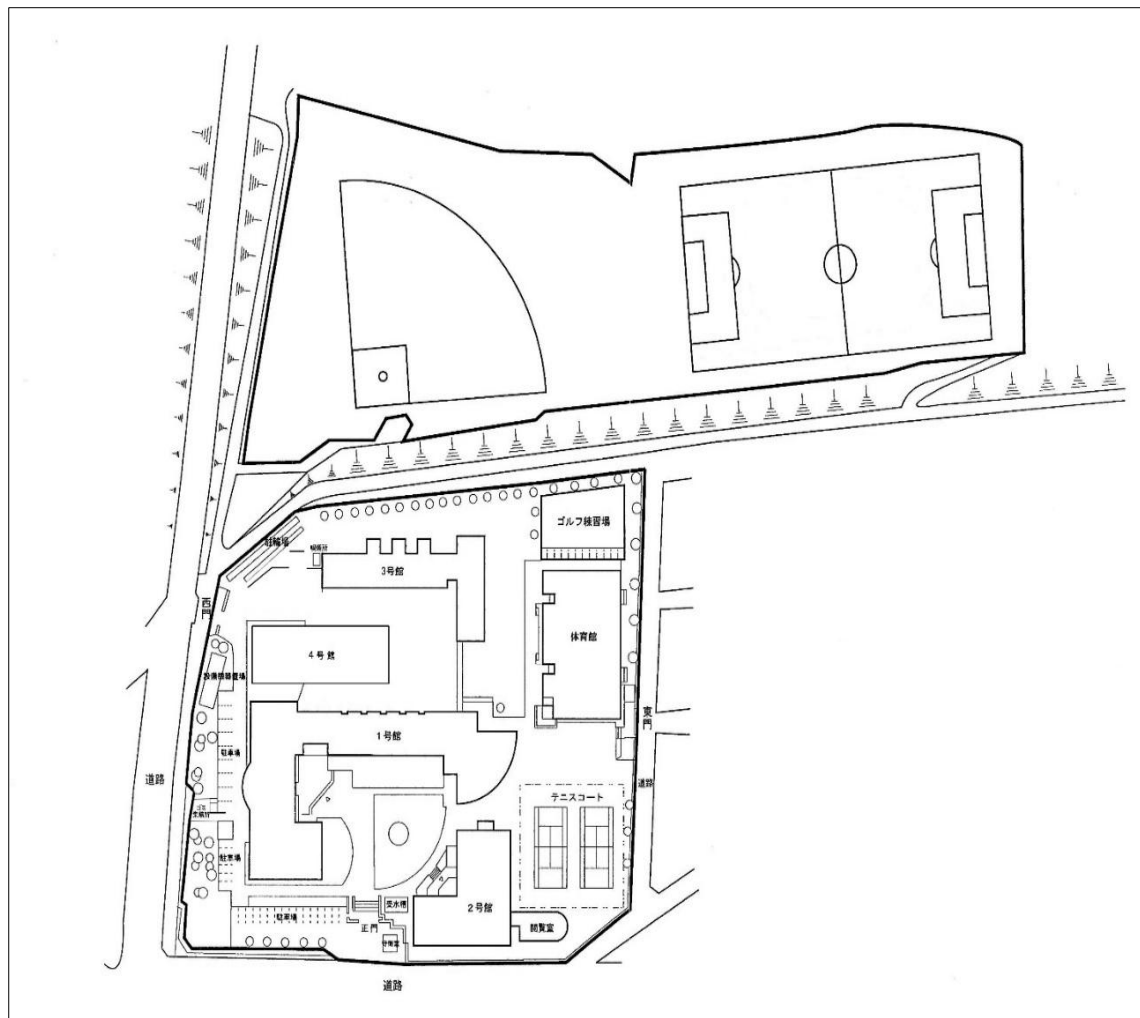
〔情報処理施設〕

情報処理施設としては、コンピュータ教室3室があり、合計154台のPCを設置している。また、4号館2階では29台のノート型PC、図書館では12台のノート型PC及び20台のタブレット端末を貸し出している。前述したコンピュータ教室3教室については、授業時間以外は学生が自由に利用できるように開放している。

〔付属施設〕

自転車・バイク通学をする学生のために、屋根付きの駐輪場を設けている。また、任意保険への加入、運転免許証の保有を確認し、保護者の同意を得たうえで、自動車通学も許可している。学生数の増加に伴い、キャンパス周辺5ヶ所計337台分であった駐車場を整備・拡大し、計362台分を確保している。

【図3-5-1】 キャンパス施設配置図



高崎商科大学短期大学部

【表 3-5-1】校地・校舎面積一覧

区 分	収容定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
高崎商科大学	810 人	8,000.00 m ²		4,958.00 m ²	6,171.61 m ²
高崎商科大学 短期大学部	240 人	2,400.00 m ²		2,100.00 m ²	2,143.91 m ²
共 用			38,132.02 m ²		4,053.64 m ²
計		10,400.00 m ²	38,132.02 m ²	7,058.00 m ²	12,369.16 m ²

※上記校舎面積は【表3-5-2】に記載のある体育館を除く

校舎施設は、1号館、2号館、3号館、4号館及び体育館からなり、各建物の施設概要は【表3-5-2】のとおりである。

【表3-5-2】建物別主要施設一覧

建物名	面積 (m ²)	主 要 施 設
1 号館	4,091.92	(管理棟) 理事長室、学長室、法人本部長室、学部長室、会議室、メディアセンター室、サーバー室、学生生活・学習支援センター、事務局、法人本部、講師控室、Meeting Room、学生生活支援室、保健室、応接室、同窓会事務局、教育情報資料室、企業連携 Working Room (教室棟) 講義室、大講義室、コンピュータ室、アクティブ・ラーニング教室、大学院生研究室、自習室、倉庫、コンビニ、学生ホール
2 号館	2,996.83	図書館、学生ラウンジ、講義室、コンピュータ室、アクティブ・ラーニング教室、社会連携センターWorking Room、ENGLISH COMMONS、Self Study Room、教員研究室、会議室、教職指導室、教職支援室
3 号館	2,938.12	講義室、コンピュータ室、ゼミ室、キャリアサポートセンター、教員研究室、学生ホール(カフェ)、学生会本部
4 号館	2,331.93	講義室、教員研究室、経理研究所、社会連携センター、学生食堂、SKY ATRIUM、LEARNING COMMONS、彩霞祭準備室、会議室
守衛室	10.36	守衛室
体育館	1,104.96	アリーナ、器具庫、シャワー室、部室
合 計	13,474.12	

3-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設の概要として、講義室、演習室や情報処理学習施設等は、【表 3-5-3】のとおりである。講義室、演習室には、多くの教室で PC、プロジェクター、TV などのマルチメディア機器及び学内 LAN（無線）が整備されており、資料のスクリーン表示などを活用した授業が行えるよう環境が整えられている。また、グループワーク等の能動的な授業展開が可能な施設は、1 号館 111 教室、2 号館 221 教室、231 教室、237 教室、3 号館 1 階のゼミ室（311～314 教室）、4 号館すべての講義室であり、プロジェクター、モニター、可動式の机・椅子があり、アクティブ・ラーニングに対応している。

【表 3-5-3】各教室の情報機器関連設備（2026 年 5 月 1 日現在）

館	教室 番号	教室	収容 人数	教師卓パ ソコン	持込ノート PC接続可	wi-fi AP	HUB	学生用パソコン設置	DVD（デジタル 放送録画再生 非対応）	ビデオ	プロジェクター
1 号 館	111	アクティブラーニング	40人	N	アナ	1	-	-	BD	-	○(4台)
	112	講義室Ⅱ	56人	-	-	1	-	-	-	-	-
	113	講義室Ⅲ	72人	-	-	1	-	-	BD	-	モニター
	133	講義室(PCD)	22人	○	-	1	-	-	PC	-	モニター
	134	講義室Ⅴ	72人	○	-	1	-	-	PC	-	モニター
	135	講義室Ⅵ	72人	○	-	1	-	-	PC	-	モニター
		大講義室	324人	N	○	4	-	-	BD	-	○
	131	中講義室	160人	○	○	2	-	-	BD	-	○
	132	礼法室	--人	-	-	-	-	-	-	-	-
	122	自習室	--人	-	-	-	○(基幹系)	-	-	-	-
		公務員	--人	-	-	-	-	-	-	-	-
	121	OA教室	52人	N	○	-	○(基幹系)	52	PC	-	○
		ゼミ室Ⅰ	--人	-	-	-	-	-	-	-	-
		ゼミ室Ⅱ(院生室)	--人	-	-	-	-	-	-	-	-
		ゼミ室Ⅲ(自習室)	--人	-	-	-	-	-	-	-	-
3 号 館		学生ホール(コンピ)	--人	-	-	1	-	-	-	-	-
		エントランス(正面)	--人	-	-	-	-	-	-	-	-
	321	講義室Ⅰ	110人	N	○	1	-	-	BD	-	○
	322	講義室Ⅱ	100人	N	○	1	-	-	BD	-	○
	331	中講義室	180人	N	○	2	-	-	BD	-	○
	332	OA教室	54人	○	アナ	-	○(基幹系)	54	PC	○	センターモニター
	311	ゼミ室Ⅰ	20人	-	○	1	-	-	-	-	モニター
	312	ゼミ室Ⅱ	20人	-	○	1	-	-	-	-	モニター
	313	ゼミ室Ⅲ	20人	-	○	1	-	-	-	-	モニター
	314	ゼミ室Ⅳ	20人	-	○	1	-	-	-	-	モニター
	315	ゼミ室Ⅴ	20人	-	○	1	-	-	-	-	モニター
	323	ゼミ室Ⅵ	24人	-	-	1	-	-	-	-	モニター
	324	ゼミ室Ⅶ	24人	-	-	1	-	-	-	-	モニター
		学生ホール(ベーカーリー)	--人	-	-	1	-	-	-	-	-
		キャリアサポート室	--人	-	-	1	-	3	-	-	-
		体育館	--人	-	-	-	-	-	-	-	-
		エントランス(東側)	--人	-	-	-	-	-	-	-	-
		エントランス(西側)	--人	-	-	-	-	-	-	-	-
2 号 館	221	講義室Ⅰ	63人	N	○	1	-	-	-	-	○
	223	講義室Ⅱ	54人	N	○	1	-	-	BD	○	○
	231	講義室Ⅲ	63人	N	○	1	-	-	○	○	○
	235	講義室Ⅳ	36人	N	○	1	-	-	-	-	モニター
	236	(メイク)	30人	N	○	1	-	-	○	○	モニター
	222	中講義室Ⅰ	150人	N	○	2	-	-	BD	-	○
	232	中講義室Ⅱ	137人	N	○	2	-	-	BD	-	○
	237	アクティブラーニング	48人	N	○	1	○(基幹系)	-	BD	-	○(3台)
	234	OA教室	48人	○	アナ	-	○(Box)	48	PC	-	○(2台)
	211	社会連携センター	-	-	-	1	-	-	-	-	○
	212	自習室	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	233	イングリッシュコモンズ	-	-	-	1	○(Box)	-	-	-	-
		ラウンジ	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		エントランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		図書館	-	-	-	2	-	17	BD	-	-
4 号 館	421	講義室	54人	N	○	1	-	-	BD	-	○
	422	講義室	54人	N	○	1	-	-	BD	-	○
	431	講義室	44人	N	○	1	-	-	BD	-	○
	432	講義室	44人	-	○	1	-	-	BD	-	○
	433	中講義室	140人	N	○	2	-	-	BD	-	○
	434			N	○	2	-	-	BD	-	○
		アトリウム	-	-	-	3	-	-	BD	-	○
		ラーニングコモンズ	-	-	○	1	-	29	-	-	モニター

〔図書館〕

図書館は、メディアセンターの管理の下に運営がなされ、2号館1階に位置する。蔵書数は、令和7（2025）年3月31日現在で71,896冊（和書64,952冊、洋書6,944冊）、学術雑誌123種（和雑誌122種、洋雑誌1種）、視聴覚資料3,738点であり、図書71,896冊の内、参考図書として百科事典、辞書、法規集、白書、年鑑等5,204冊を所蔵している。なお、洋雑誌については電子ジャーナルを利用し、約150の分野をカバーしている。その他、令和2（2020）年度から新聞等記事検索、企業・業界分析ができるデータベースも利用している。

閲覧室の座席数は120席で、このほかにDVD等を見ることができるよう設備された2ブースからなる視聴覚コーナーや雑誌・新聞コーナー、ソファ席11席、ハイカウンター席9席、個別自習ブース6席、グループワーク対応席16席、ラーニングコモンズスペースも整備されている。令和3（2021）年度には、学生支援のための学生団体であるピアサポーターからの意見を反映し、ガラス戸のパーテーションを設置。図書館機能を2分割し、静かな従来の学修スペースに加え、活発な意見交換や議論ができるスペースも確保した。

また、図書館には、図書館情報システムが導入されており、全ての図書が電算化され、図書管理、目録データ作成、貸出、蔵書検索等が行えるようになっている。館内には、蔵書検索用のパソコン端末2台を設置し、学外からもインターネットを利用して、蔵書を検索できるシステムとなっているなど、情報化が図られている。

令和7（2025）年度の図書館利用状況は、開館日数275日、入館者数27,684人（うち学外一般利用者108人）、貸出冊数2,515冊（うち職員645冊、学外一般利用者174冊）、貸出人数は1,468人（うち職員399人、学外一般利用者105人）である。入館者数は約9%の増、貸出人数は13%減少している。また、貸出冊数も13%減となった。

館内学習スペースの改修や地域貢献を目的とした学外利用の効果もあり、入館者数は増加し、図書貸出については学生の貸出利用が減少した。

年度初めの新入生に対するオリエンテーションの中で図書館の紹介及び「図書館利用案内」の配布を行うほか、ゼミ単位、個人単位での図書館ガイダンスを実施している。引き続き、学内誌「図書館ニュース～パイディア～」等による書籍の紹介を行い、読書に対して興味を持たせる取組みを行っていききたい。

また、令和5（2023）年度より学生ボランティアとして図書館サポーター活動を開始し、学生協働で図書館の活性化に取り組んでいる。学生が図書館に入る本を選ぶ「選書ツアー」やビブリオバトルの開催も学生の企画運営とすることで、読書活動に親しむ機会を作っている。ビブリオバトルは県大会の開催に発展し、県内の読書活動推進にも貢献している。

新たに令和6（2024）年度は公共図書館とのコラボ企画を行い、学内にとどまらず地域へと活動の場を広げているところである。

そのほか、他の図書館等との連携では、群馬県大学図書館協議会（加盟県内18大学）に加盟し、また、群馬県図書館協会資料相互貸借サービスを利用しているほか、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス参加館となり、学内外の方に利用されている。

〔ICT環境について〕

学内全てのPCについて「Microsoft Office (Excel・Word・Power Point)」の各アプリケーションがそれぞれインストールされている。1号館のコンピュータ教室 (Windows10 52台) は、「Microsoft Office2019 (Excel・Word・Power Point)」を、2号館コンピュータ教室 (Windows10 48台) は同じく「Microsoft Office2019 (Excel・Word・Power Point)」を、また3号館のコンピュータ教室 (Windows10 54台) は「Microsoft Office2019 (Excel・Word・Power Point)」がインストールされている。

コンピュータ教室等をはじめとする学内のパソコンは全て学内LANに接続され、自由にインターネットが使用できる環境になっている。学内にはファイルサーバーを設置しており、レポートの提出や教材の提供などに使用されている。

また、一部のゼミ室を除いて、すべての校舎に無線LANが設置され、ネットワークが使用可能な環境となっている。無線LANは、セキュリティに配慮して教務システムや学内LANと切り離しており、学生個人所有の端末等も接続できるように整備されている。

学生や教職員は、学内ポータルサイト「A-Portal」に接続し、教室変更、休講・補講、定期試験日程、資格試験日程、各種説明会日程などの様々な情報を得ることが可能となっている。

平成28 (2016) 年4月より学修環境の整備を目的として、図書館にて12台のノート型PC及び20台のタブレット端末の貸出を開始した。(令和3 (2021) 年度にChromebook2台追加) 貸出を行っているノートPC及びタブレット端末は学生ホールやゼミ室等で無線LANを利用することが可能となっている。

平成30 (2018) 年度には、4号館2階のラーニングcommonsにノートPC10台の貸出ロッカーを設置した。ノートPC貸出ロッカーは、ICカード対応型になっており、学生は学生証をICパネルにかざすことにより、貸出・返却が可能であり、無線LANを利用できるようにすることで学生の自主学修を促進する仕組みとなっている。令和3 (2021) 年度は、新型コロナウイルスの影響により同貸出ロッカーの利用を一旦中止したが、現在は再開しており、29台に増設されている。

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

1号館から4号館、すべての号館及び体育館には、緩やかな勾配のスロープがあり、車いす利用者も楽に移動できる。また、玄関出入口の自動ドアは、2号館及び4号館に設置してある。エレベーターは、3号館及び4号館に設置してあり、誰もが利用できる多機能トイレは、3号館1階と4号館2階、3階に設置されている。比較的使用頻度の高い、1号館1階の大講義室は車いすに配慮し、左右の通路を広くとっている。また、令和7 (2025) 年度には、学生へのアンケート結果を受けて改修の要望が多かった1号館1階の女子トイレの改修を行った。同トイレは学生食堂および大講義室などがあることから、利用する学生が多く、今回の改修工事では、照度の低い照明の入替、和式便器から洋式便器への改修、パウダールームの新設などを行い、利便性の大幅な向上を図った。

〔基準3の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学短期大学部では、2 年間という短い修学期間において学生一人ひとりを丁寧に支援するため、多岐にわたる組織的取組みが成果を上げている。

入学者受入れにおいては、アドミッション・ポリシーに則った多様な選抜方式を整備するとともに、IR 推進委員会による入試区分と入学後の学修成果（GPA・アセスメントテスト）の分析を毎年実施しており、入学者選抜の妥当性を継続的に検証している。令和 8（2026）年度入試からは、数理・データサイエンス活用制や全国児童養護施設推薦制を新設するなど、時代や社会のニーズに応じた受入れの多様化も図っている。

学修支援においては、学生生活・学習支援センターを中核に、オリエンテーション、少人数ゼミナール形式教育、全専任教員によるオフィスアワー、A-Portal を活用した出欠・成績情報の共有体制など、教職協働の学修支援体制を組織的に整備している。また、本学では担任制を設けていないが、教授会後に全専任教員が参加する学科ミーティングを毎月開催し、各ゼミ担当教員が個別学生の学修・就職・生活状況を持ち寄って情報共有を行っている。この仕組みにより、特定の教員だけでなく教員全体で学生一人ひとりの状況を把握し、問題の早期発見と迅速な対応につなげる体制が定着している。担任制を持たない小規模校において、全教員が学生情報を共有するこの取組みは本学の特色ある実践である。

キャリア支援においては、「TUC シンプルオファー」（独自の逆求人型就職支援）、学内オンデマンド合説（いつでも・どこでも視聴可能な企業紹介動画）、合説実践講座（模擬合同企業説明会）という 3 つの本学独自の取組みが、学生の進路選択の視野拡大と主体的なキャリア形成に貢献している。令和 7（2025）年度の就職希望者に対する内定獲得率は 98%に達しており、キャリアサポートセンターによる個別支援と教育課程でのキャリア教育が有機的に連携していることの成果といえる。また、「卒業後 1 年・3 年経過者アンケート」については Amazon ギフトコード贈呈施策等の工夫により回答率が約 2 倍に向上するなど、継続的な PDCA 改善の取組みも評価できる。

学生サービスにおいては、小規模校の強みを活かした組織横断的な支援が展開されている。学生生活・学習支援センターが学習支援・学生相談・資格取得支援を一体的に担い、公認心理師 2 名体制による心理相談、保健師常駐の保健室、「自宅外通学者の集い」による孤立防止など、学生の多様なニーズに対応した重層的な支援体制が整っている。ピアサポーター制度や学内コミュニケーションツール「Me1ly」を活用した相談窓口の設置も、学生が相談しやすい環境づくりに寄与している。

学修環境においては、設置基準を大幅に上回る校地・校舎面積を確保しつつ、4 号館（SKY）のラーニングコモンズや複数のアクティブ・ラーニング対応教室を整備するなど、質の高い学修環境を実現している。図書館ではビブリオバトルの学生主体による企画・運営や県大会への発展、公共図書館とのコラボ企画など、地域に開かれた活動へと発展している。また、令和 7（2025）年度後期の大学満足度調査では「施設」に関する満足度が 84.3%、「教育・学修支援」に関する満足度が 82.4%と高い水準を維持しており、学生からの評価も良好である。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

入学定員（100 名）に対して、令和 6（2024）年度入学者は 71 名、令和 7（2025）年度入学者は 59 名と定員を下回っており、教育の質を確保しながら入学者を確保することが

課題である。

退学者数については、小規模校であるため年度間のばらつきが大きく（過去 7 年間で 1 名から 12 名の幅で推移）、安定的な低減に向けた支援体制のさらなる強化が引き続き課題である。

キャリア支援においては、教育課程外で実施している各種講座・イベントの周知が依然として不十分であり、情報が行き届かないために参加しない学生が一定数存在することが自己点検により確認されている。また、インターンシップ 90 時間必修について、在学中の収入減や時間的負担を訴える意見が学生生活・満足度アンケートに寄せられており、経済的・時間的負担への配慮が求められている。

学修支援においては、「学生生活支援」に関する満足度が令和 7（2025）年度後期調査で 64.7%と、前期比で 2.5 ポイント低下しており、引き続き改善が求められる項目として認識している。

学修環境においては、学生アンケートから施設の老朽化（トイレの和式便器、照明の暗さなど）に関する改善要望が継続的に寄せられており、計画的な施設改修が課題となっている。

令和 5（2023）年度の認証評価においては「早急に改善を要すると判断される事項」についての指摘は受けなかった。一方、「特に優れた点として評価できる事項」として資格取得奨励金制度、図書館でのビブリオバトルの取組み、「学びの杜」を活用した専任教員による課外講座等が高く評価された。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

入学者確保については、令和 8（2026）年度入試において数理・データサイエンス活用制および全国児童養護施設推薦制を新設するなど入試制度の多様化を図った。今後も入試委員会が中心となり、アドミッション・ポリシーとの整合性を維持しながら、IR 推進委員会の分析結果を活用しつつ入試制度の継続的な改善・拡充を進める。また、広報・入試課と連携した戦略的な募集広報活動の強化を図る。

退学者の低減については、A-Portal を活用した出欠管理、学期末・年度末の個別面談、学科ミーティングを通じた教員間の情報共有など、現行の早期把握・早期支援体制を継続・強化していく。

キャリア支援の周知については、学期開始時に期間中の講座・イベントを一括してまとめた案内を提供する方式を導入し、学生が自らのスケジュールに合わせて参加を計画できるよう工夫を行っている。また、Melly や動線に沿った掲示物を組み合わせた多面的な周知を継続していく。インターンシップの負担については、キャリアサポートセンターおよびゼミ担当教員が個別相談を通じてフォローする体制を充実させるとともに、カリキュラム検討委員会においてインターンシップの運営方法・単位認定のあり方について継続的に検討していく。

施設の老朽化対応については、令和 7（2025）年度末に学生からの要望が多かった 1 号館女子トイレの改修工事（照明改善・和式から洋式への改修・パウダールーム新設）を実施した。今後も「学生生活・満足度に関するアンケート」を通じて学生の意見を継続的に把握し、年次計画に基づいた計画的な施設改修・設備更新を総務課を中心に進めていく。

図書館の活性化については、図書館サポーター活動や選書ツアー、ビブリオバトルの取組みを継続・発展させるとともに、公共図書館との連携を通じた地域への貢献を拡充していく。また、図書貸出件数が前年度比 13%減少していることを踏まえ、図書館利用促進に向けた取組みの強化をメディアセンターを中心に検討する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を明確に示し、それぞれの学修成果と対応しながら、教育の一貫性を確保している。また本学の建学の精神である「自主・自立」に基づき、「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」という教育理念の下、広く深い教養と豊かな人間性を涵養し、実学重視の理念に基づき現代ビジネスに関する専門的な教育をもって、地域社会の文化と産業の創造的発展に寄与する人材の育成を目的としている。

またディプロマ・ポリシーが実社会に通用するものとなるように、定期的な点検や評価活動を実施している。「高崎商科大学外部評価規程」に基づき、大学運営に関して幅広い見識を持つ関係者から、人材育成に関する意見聴取を行い、社会が求める能力やスキルが適切に反映されているかを検証し、時代に即したかつ社会的なニーズに応じたものかどうか改善し続けている。

さらに、ディプロマ・ポリシーで定めた卒業時に求められる資質・能力を身につけるために、カリキュラムマップを作成し、各科目がどの学修成果につながるかを明示している。また同様にディプロマ・ポリシーに関するジェネリックスキル（主体性、思考力、発信力、学び続ける力、多様性、課題発見力、協働力、デジタルリテラシーの 8 項目）も明示し学生に周知を行っている。

本学短期大学部は、以下の学修成果を身につけ、所定の単位を修得した学生の卒業を認定し、短期大学士の学位を授与するとしている。

1. 主体性をもって責任ある行動ができる。
2. 多様性を理解し、ホスピタリティ精神を身につけている。
3. 答えのない問いに対して、多角的な視点を持って立ち向かう姿勢を身につけている。
4. 互いを尊重し、協働する力を身につけている。
5. 現代ビジネスに必要な知識・スキルを身につけている。

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

ディプロマ・ポリシーに掲げる人材養成の目的及び学修成果の達成を担保するため、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を整備し、学則その他の規程に基づき厳正に適用している。また、その内容は学生便覧、シラバス及び大学公式ホームページに掲載し周知を図っている。

[単位認定基準]

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを相互に関連付けた体系的な教育課程を編成している。ディプロマ・ポリシーに掲げる能力や資質を踏まえて授業計画（シラバス）を作成し、各科目において科目の概要、到達目標、修得すべき能力・資質、成績評価方法及び評価基準を明示したうえで学生に公開している。各授業科目では、シラバスに示した到達目標及び評価基準に基づき、成績評価及び単位認定を厳正に実施しており、その積み重ねを通してディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の達成を図っている。また、カリキュラムマップでは、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を明示し、スキル別科目担当表では、「主体性」「発信力」「課題発見力」などのジェネリックスキルを、どの授業科目で育成するかを示している。これらを活用することで、教育課程全体を通してディプロマ・ポリシーとの整合性を確保するとともに、各授業科目の到達目標及び評価基準に基づく適切な成績評価・単位認定を行っている。

「単位取得の認定」については、学則 28 条に規定されており、科目担当者はシラバスにおいて科目の到達目標及び成績評価の基準項目、評価の比率（%表記）を記載し、初回の講義にて周知している。成績評価基準及び成績表記は、【表 4-1-1】のとおりである。

【表4-1-1】成績評価基準及び成績表記

区 分	合 格			不合格	不合格又は 定期試験欠席
評価基準点	80～100	70～79	60～69	60未満	評価不能
評 価 表 示	A	B	C	D	K

※「K」評価は、定期試験欠席、受験資格なし並びに履修放棄と判定された場合等

[進級基準]

進級基準については、第 2 年次において円滑に学修を継続し、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて必要な学修成果を確実に積み重ねられるよう、GPA による進級要件を設けている。GPA を進級要件として設定することで、第 2 年次における学修に必要な一定の学修成果を担保し、ディプロマ・ポリシーの達成に向けた段階的な学修を支える基準としている。

また、進級基準を厳正に適用するため、GPA の算定方法及び進級認定の手続を履修規程等に定め、適切に運用している。GPA は、履修規程第 13 条に基づき、各授業科目の成績評価を GP に換算し、授業科目の単位数を考慮して算出している。GPA は、厳格な成績評価及

び学修成果を把握する指標として活用するとともに、進級判定、学業特待生の選考、履修登録上限単位数の緩和等の基準として運用している。進級要件である GPA1.0 未満の学生については、後期試験終了後に学科長又は学生生活・学習支援センター員による面談を実施し、学修意欲の確認及び次年度の学修計画の策定を行った上で、教務委員会において進級の可否を審議している。進級判定は、修得単位数、必修科目の履修状況及び GPA 等を基に、事務局が作成・確認した資料について教務委員会が学生ごとに審査し、その結果を大学協議会で確認した後、教授会の審議を経て学長が決定している。このように、複数の組織による確認及び審議を経ることで、進級判定の公平性・客観性を確保している。

[卒業認定基準]

卒業要件は学則第 36 条に定めており、卒業認定は、科目区分ごとに定めた卒業要件単位数及び在学年数に基づいて行っている。卒業判定に当たっては、事務局教務課が精査した資料を基に、教務委員会が学生ごとの単位修得状況等を審査し、大学協議会において確認した後、教務委員会から教授会へ提案を行い、教授会の審議を経て学長が最終決定している。

また、本学では、第 2 年次への進級に当たり GPA による進級要件を設け、一定の学修成果を担保するとともに、学修上の課題を早期に把握し、必要な学修支援を行っている。このように、進級から卒業まで一貫して学修成果を確認し、教育課程を通じてディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の達成を図るとともに、卒業要件を満たした学生について卒業認定を行っている。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性を図るとともに、アドミッション・ポリシーを含めた三つのポリシーとして一体的に策定している。

カリキュラム・ポリシーの策定に当たっては、カリキュラム検討委員会において審議・検討を行い、大学協議会及び教授会の議を経て決定している。

策定したカリキュラム・ポリシーは、大学公式ホームページ、学生便覧、キャンパスガイド及び保護者のためのガイドブックに掲載し、学生をはじめ受験生、保護者及びその他のステークホルダーに広く周知している。

●カリキュラム・ポリシー

高崎商科大学短期大学部は、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため、以下の方針に基づき教育課程の編成および教育の実施を行います。

【教育課程の編成】

I. 基礎教育科目

1. ものごとを自分事として捉え、自ら考え行動する力を身につけるため、全学年においてゼミナール形式の科目を置く。また初年次教育の一環として「オートノミー」の区分を設け、自律・自主性の意識づけを行う。
2. 複雑で多様な社会・文化・価値観の違いを理解し、他者への気づかいができるようになるため、基礎教育科目において「ホスピタリティ・コミュニティ」の区分を設ける。
3. 柔軟で自由な発想につながる広い視野を養い、積極的に探究・挑戦し続ける姿勢を身につけるため、「リベラルアーツ」の区分を設ける。
4. 社会人求められる基礎的なスキルを身につけるため、「ビジネス」の区分を設ける。ビジネス社会において、いかなる業務にも共通するリテラシーとしての3言語を身につけるため、「ビジネス」の区分の下に「会計」「情報」「外国語」の小区分を配置し、関連する科目を置く。またキャリア教育として、他と協働する姿勢と、自身の生涯を見据えて学びを構築していく意識を要請するため、「ビジネス」の区分の下に「キャリア」の小区分を配置する。

II. 専門教育科目

1. 経営学科として、時代に即し、業界を問わず活躍できる人材を育成するため、ビジネスに共通する基礎的知識とスキルを扱う「共通専門科目」の区分を設け、ビジネス教育、倫理教育、社会での実体験に関する科目を置く。
2. 専門知識を身につけ、実践力を養うため、「コア科目群」を設け、その下に「経営」「情報デザイン」「グローバルコミュニケーション」のフィールドを配置する。各フィールドの学びを体系的に行うため、フィールドにおける必修科目を置く。
3. 実社会において即戦力として活躍出来る人材を育成するため、また自らの進路選択に資する業界知識を身につけるため、「キャリアサプリメント」の区分を設ける。
4. 地域社会や企業が抱える課題を発見・解決でき、専門的な学びをより深めるため、専門教育科目に「プロジェクトトライ」の区分を設け、専門的知識を実践する科目を置く。
5. 本学で得た学びを総括し、深化させるため、専門教育科目に「卒業研究」の区分を設ける。

[教育課程の実施]

1. 小集団での協働の学びや活発なコミュニケーションを授業に取り込むことで、学生が主体的に学ぶ授業を展開する。
2. 理論と実践を繰り返す、小刻みなサイクルを取り入れることで、学修の成果の向上を図る。

3. ルーブリック評価や、適切なフィードバックを通じて評価結果を教員と学生で共有することで、学びを改善・充実させる。
4. 専門的知識やスキルにおける成果は成績・GPA で、ジェネリックスキルや姿勢・マインド等は、アセスメントテスト等により把握・評価する。また。学修支援システムやポートフォリオ等による学修履歴の記録、計画、振り返り、自己評価を行い、学修の過程を可視化する。

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、カリキュラム検討委員会において一体的に検討・策定している。まず、学生が卒業時まで身に付けるべき能力や資質をディプロマ・ポリシーとして明確にし、その達成に必要な教育課程の編成方針としてカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーの策定に当たっては、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力・資質との対応を踏まえ、科目区分の設定、授業科目の配置及び教育課程全体の体系的性を検討することにより、両ポリシーの整合性と一貫性を確保している。また、カリキュラムマップ及びスキル別科目担当表を作成し、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係や、各科目で育成するジェネリックスキルを可視化することで、多面的な観点から整合性を検証し、教育課程全体の一貫性を確保している。

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を「基礎教育科目」と「専門教育科目」に区分し、カリキュラム表において各科目区分を明示するとともに、その方針に沿って授業科目を体系的に配置している。また、カリキュラム・ポリシーの実効性を高め、教育の質保証を図るため、学生便覧にカリキュラムマップ及びスキル別科目担当表を掲載している。スキル別科目担当表では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力・資質を「主体性」「表現力」「課題発見力」などのジェネリックスキルに整理し、各授業科目が主として育成するスキルを明示している。これにより、教育課程全体を通して各能力・資質がバランスよく育成されるよう教育課程を編成するとともに、学生が身に付けたい能力を意識しながら履修計画を立てるための指針として活用している。さらに、各授業科目のシラバスには、到達目標、授業内容、成績評価方法及び当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連を明示し、教育課程全体との整合性を確保している。また、限られた2年間の学修を充実させ、短大での学びへ円滑に移行できるよう、「初年次教育の取組」を学生便覧に明示し、関連する授業科目と連動した教育を実施している。履修登録単位数は半期20単位を原則とし、学修時間の確保及び単位制度の実質化を図っている。一方で、GPAに基づく履修登録上限単位数の緩和や資格取得による単位認定制度を整備し、学生の学修意欲や学修成果に応じた柔軟な履修を可能としている。

以下に、カリキュラム・ポリシーの実質化を図るための主な施策について記載する。

- ① アウトキャンパススタディに充当する日を学年暦に設定し、1年次配当の必修科目を含む複数の科目においてフィールドワークをおこなっている。
- ② 地域の自治体・企業と連携した実践型のPBLの課外授業を行い、単位認定に繋げている。

- ③ 令和6(2024)年度から100分授業及び四半期科目を導入して長期休業期間を確保し、留学やインターンシップ等の学外での実践的な学びに主体的に参画する機会を設けている。

4-2-④教養教育の実施

本学の教養教育は、複雑化・多様化する社会において、多様な価値観を理解し、社会課題を主体的に捉え、実社会で活躍できる人材の育成を目的としている。また、他者を尊重し協働できるホスピタリティ精神を養うとともに、現代のビジネス社会に必要な「簿記・会計」「デジタルリテラシー」「英語」の”ビジネスの3言語”の修得を目指している。この目的のもと、基礎教育科目群を「オートノミー」「ホスピタリティ・コミュニティ」「リベラルアーツ」「ビジネス」の各区分で体系的に編成している。「オートノミー」区分では、「オートノミープログラム」や「スタディスキルゼミⅠ・Ⅱ」、「プレゼミナール」を配置し、主体的な学修姿勢、大学で学ぶための基礎的な学修スキル及び専門教育への接続を図っている。「ホスピタリティ・コミュニティ」区分では、ホスピタリティ精神の醸成や多様性社会への理解を深める科目を配置し、「リベラルアーツ」区分では、人文・社会・自然科学をはじめ、芸術、スポーツなど幅広い分野を学ぶことで、豊かな教養と幅広い視野を育成している。また、「ビジネス」区分では、「会計」「情報」「外国語」「キャリア」の4分野を配置し、簿記・会計、デジタルリテラシー、外国語運用能力、ビジネスマナー及びキャリア形成など、実社会で必要となる基礎的能力を養成している。

教養教育の効果については、ポートフォリオを活用して学生が学修成果やディプロマ・ポリシーの達成状況を自己点検・評価するとともに、教職員が学修状況を共有し、学修指導やゼミ指導に活用している。さらに、IR推進委員会によるデータ分析及び自己点検・評価委員会による検証を実施し、その結果を教育改善に反映することで、教養教育の質保証に努めている。

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

本学では、学生の主体的な学修を促進するため、アクティブ・ラーニングやフィールドワークを積極的に取り入れた授業を実施している。特にアクティブ・ラーニングについては、科目のシラバス（授業計画）に、アクティブ・ラーニングの種類（PBL、フィールドワーク、グループワーク、グループディスカッション、ディベート、プレゼンテーション、反転授業）を明示し、履修登録時に学生へ周知している。また、教授方法の改善及び教育の質向上を図るため、FD推進委員会及びSD推進委員会が実施する全学的な研修会を毎年度実施している。各研修終了後には、アンケートを実施し、その結果を踏まえて研修内容や授業改善につなげるとともに、教員は研修で得られた知見を授業運営や学生指導に活用している。

各授業は、双方向型・学生参加型のアクティブ・ラーニング主体の授業スタイルを意欲的に実践しており、教育の質向上と更なる深化を図っている。具体的な取り組みは以下のとおりである。

- ① 発言した学生に加点することにより、意見発信を積極的に行う授業運営
- ② 上級生との協働によるゼミ活動や演習の実施
- ③ 地域や企業等と連携したフィールドワークの実施

- ④ 全学的に教職員及び下級生が参加する卒業論文発表会の実施
- ⑤ 実務家や専門家などの外部講師を招いての特別授業の実施

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、学修成果を適切に把握し評価するため、教育課程の整備と評価基準の明確化を図っている。

各授業科目は、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果との関連を踏まえて設計しており、シラバスに関連するディプロマ・ポリシー、到達目標及び成績評価方法・評価基準を明示している。また三つのポリシーの整合性を踏まえてカリキュラムマップを作成し、各授業科目がディプロマ・ポリシーのどの項目の達成に寄与するかを明確にしている。さらに、スキル別科目担当表を導入し、「主体性」「表現力」「課題発見力」などのジェネリックスキルの育成を授業科目と関連づけることで、学修成果を体系的に把握・評価できるようにしている。

各授業科目の成績評価基準を明確化し、シラバスに記載することで、公平かつ透明な評価を実施している。到達目標に基づき、試験・レポート・プレゼンテーションなどを組み合わせた多面的な評価を実施するとともに必要に応じてルーブリック評価を活用することで、学修成果の達成度を客観的に判断し、学生が自身の学修進捗を把握しやすい環境を整えている。成績評価の適正性については、教務委員会を中心に教員の評価状況を定期的に点検している。具体的には、成績分布の分析や学生による授業アンケート等を活用し、評価の公平性や妥当性の検証を行い、その結果を自己点検評価委員会に共有し、教育内容及び評価方法の改善に活用している。このような継続的な点検・改善プロセスにより、学修成果の評価が適切に行われる体制を整えている。

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学では、学生の学修成果については、令和 4（2022）年度から導入した学内ポータルサイト（A-portal）の「自己評価活動（ポートフォリオ）」を活用している。学生は、科目達成度（授業アンケート）、学修計画及び振り返り、課外活動やイベントでの活動記録を随時入力し、ディプロマ・ポリシーの達成度や学修成果、成長過程を可視化することができる。入力された内容は、即時に科目担当教員やゼミ指導教員によって閲覧することが可能であり、個人面談などによる学修指導に活用している。また、教員がポートフォリオ上でコメントや助言を入力し、適切なフィードバックを行うことで、学習意欲の向上や学修成

果の改善につなげている。

A-portal の「自己評価活動（ポートフォリオ）」により、学生の学修成果やディプロマ・ポリシーの達成状況を継続的に把握するとともに、教育の質保証に資するデータとしても活用していく。蓄積されたデータは、今後、教職員による多面的な分析や経年分析を進め、教育内容、教授法及び学習支援の改善に反映するとともに、IR 推進委員会及び自己点検・評価委員会における検証を通じて、教育活動全体の改善につなげる体制を整備していく予定である。

【基準 4 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学建学の精神「自主・自立」に則り、学生達に豊富な社会経験を持たせるため、1 年次必修の「インターンシップ 1」や「海外研修 1～4」など学生のニーズと多様性に対応するため各種のプロジェクト参加型の課外学修の機会を提供している。その他にも、地域ボランティア活動や国内外での課外活動の「認定産官学連携プロジェクト」などを選択科目として配置した。その結果、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業の展開や、地域のフィールドを学びの場として活用したフィールド教育の充実等の学生自身が更なる付加価値を身につけられる仕組みやプログラムに発展し、地域に根付いた教育内容の充実を図ることができている。

具体的には、実企業と連携し、コミュニティ形成を目的とした空間デザインの企画を立案・提案し、実践まで行っている。また、県庁と連携し、社会課題をビジネスの視点で捉え、協力企業を選定した上で課題解決に取り組んでいる。これらの学外活動から学生達は机上で学んだ経営戦略やマーケティング理論が、現実社会でどのように繋がり地域活性化に役立つのかなど実体験し、最後に活発なリフレクション（振り返り）を学修成果としてまとめている。

さらに平成 29（2017）年度からは、国内だけでなく海外でのフィールドワークやインターンシップを促進するため、グローバル社会でのフィールド教育の強化として、ベトナムでのインターンシップ、台湾ショートステイ、SPC・TAFE 英語研修、オンラインでのハワイ大学との交流などの国際的な活動プログラム（IPP0 プロジェクト）を展開している。

加えて令和 4（2022）年度からは協定を結んでいるオーストラリア、ケアンズでの語学学校にて、4 週間スタッフとして研修を受けるインターンシッププログラムを導入した。このインターンシップの目的はグローバルな職場環境の中で、即戦力となるための知識、および実践的なスキルを身につけるところにある。多国籍人種が集まる社会で、日本人としてのアイデンティティを大切にしながらも、チームビルディングの重要性を理解し、問題解決能力とコミュニケーション能力を育むために様々な職種を経験できる内容となっている。

また本学独自で行ってきた世界遺産富岡製糸場国宝西置繭所での「模擬ブライダル」などは、ここ数年様々な社会情勢や新たなチャレンジを研究テーマとして組み入れ実施してきている。例えば、令和 2（2020）年度、新型コロナウイルスが感染拡大していた中、感染予防を十分に行い遠方の家族、親戚、基礎疾患を持つ高齢者であっても、ブライダルに参列可能とする非接触型レセプションをテーマに、遠隔操作可能な OriHime ロボットを導入

する試みを実施した。また令和3（2021）年度にはSDGsを考慮し、環境にやさしい紙媒体を削減したペーパーレス、「エコ・ブライダル」やAR（拡張現実）技術活用した「模擬ブライダル」を行い、その実用性などを地元ブライダル企業などにフィードバックし連携している。さらに令和4（2022）年度の「模擬ブライダル」では、ウクライナ留学生を新婦役や友人役に立てて、異文化交流を行いながら国際結婚式を設定した。令和5（2023）年度には身体障がい者（本学大学生で車椅子ユーザー）を新婦役として、ユニバーサルデザインによる「模擬ブライダル」を実施した。令和3（2021）年の東京オリンピック・パラリンピック後、障がい者でもイベント参加できる社会を目指す時代に即応したテーマに取り組んでいる。また令和6（2024）年度には、ユニバーサル・ウェディングの第2弾として、聴覚障がい者（本学大学生で人工内耳装着者）を新郎役とし手話サークルなども参加している。令和7（2025）年度は、視覚障がい者の障がいについて知る・体験する活動として、高崎市社会福祉協議会の方々をお招きし、「ブラインドウォーク体験（目隠しを付けての人のキャンパス内の移動や階段昇降など）」を行い、また車椅子ユーザーでの誘導などを体験した。さらに実際の視覚障がい者を模擬ブライダルプロジェクトの新婦役として招き、その事前学修として特別授業講師富田安紀子様に「片目で見える世界～そのままの姿が美しい～」というテーマでご自身のこれまでの人生を語って頂いた。

これらの活動は、ディプロマ・ポリシーの2.「多様性を理解し、ホスピタリティ精神を身につけている。」ということにもつながる学修プロジェクトである。また多様性とホスピタリティを経営学やマーケティング、顧客視点でのデザインなどの手法も学ぶ機会となっている。これからの共生社会を目指すための最新調査・研究を学生の学修に取りこんでいる。

他にも大学短大連携で行う国内有数のアウトレットモール「軽井沢・プリンスショッピングプラザ見学・フィールドワーク調査」などでは、短大科目「プレゼミナール」や大学科目「課題研究Ⅱ」の学生達が、商業施設の運営やマーケティング、ブランディング戦略、施設の管理運営などについて学ぶため、活発に学外へ出て実社会との繋がりの中で学修する機会を提供している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学就学適齢人口の著しい減少が起こるとされた「2018年問題」や、従来の社会のシステムや地域社会が他方での超高齢社会の到来と急激なグローバル化の進展、また更なるICTスキルの必要性、DX（デジタル・トランスフォーメーション）時代に即した急激な経済社会構造の変化を考慮し、本学附属高校をはじめ地元の高校などとの高大連携の教育システムのあり方を検討することが課題となる。また地元企業や卒業生からの意見なども取り入れながら、新たな技術、研究素材を教育課程に生かしていくという絶え間ない努力をする必要がある。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

日本全国での短大の縮小や閉鎖が続く中、更なる教育の質保証と共にその向上、そして学生のニーズや時代に即した柔軟なカリキュラムの提供が望まれる。また急激なグローバル化の進展と同時に多様性や共生社会に対応できる学生達の育成のため、最新の

教育を取り入れながら教授方法の改善などにも取り組んでいく必要がある。

本学附属高校だけでなく地元の高校などとの連携授業や互いの交流を深め合い、本学の学修の幅の広さやカリキュラムの魅力などを積極的に続けて発信していくことも重要である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本短期大学部における管理運営は、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制のもとで行われている。学長の職務権限については、高崎商科大学短期大学部学則（以下「学則」という。）において、学長が入学許可・卒業認定・学生の懲戒など教育研究に関わる重要事項を決定する権限を有することが定められている。また、「高崎商科大学短期大学部学長補佐に関する規程」第 2 条に基づき学長補佐を置くことができ、同規程第 3 条において学長補佐が学長を補佐して教育研究及び管理運営に参画することが定められており、学長のリーダーシップを支える体制が整備されている。なお、本短期大学部の意思決定に関する組織図を整備しており、権限系統を明示している

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

意思決定の体制については、「高崎商科大学協議会規程」第 1 条に基づき、大学協議会を設置している。同規程第 4 条により毎月 1 回定例で開催し、第 5 条に定める学則その他諸規程の制定・改廃、教育及び研究に関する事項、中長期計画など、大学運営に関する重要事項について協議している。また、「高崎商科大学短期大学部教授会規程」第 4 条に基づき、教授会を定例として毎月 1 回開催している。同規程第 5 条において、学生の入学・卒業及び課程の修了、学位、追試験・再試験、学生の賞罰に関することなど、教育研究に関する重要事項について審議し学長に意見を述べる役割が定められており、同規程第 11 条に基づき議事録を作成・保管している。また、教授会の開催日時及び審議議題については一覧として記録・管理している。なお、退学・停学・謹慎・訓戒の懲戒処分については、学則第 57 条及び「高崎商科大学短期大学部懲戒規程」第 6 条に基づき、学長が教授会の議を経て決定する手続きが定められている。これらの会議体を通じて、本短期大学部における意思決定の権限と責任が明確化されている。

5-2-③職員の配置と役割の明確化

職員の配置については、事務局の組織図を整備したうえで、「学校法人高崎商科大学事務

組織規程」第3条に基づき、事務局に学長室・教務課・学生課・キャリアサポート課・広報・入試課・社会連携課・総務課を置き、同規程第17条から第23条において各課の事務分掌を定め、教育研究活動の管理運営に必要な職員を適切に配置し役割を明確化している。職員（事務職員）の採用・昇任については、「学校法人高崎商科大学職員任用規程」第2条に基づき学園の人事計画に則って行い、同規程第3条において職員の適性等を考慮した昇任・配置転換を行うことが定められており、適切に運用している。

以上のことから、教育研究活動のための管理運営の機能性が確保されており、本基準項目を満たしていると判断する。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本短期大学部は経営学科の1学科構成であり、専任教員10名（教授6名、准教授4名）を配置している。これは短期大学設置基準に定められた必要専任教員数（10名）を充足している。

教育課程との対応については、経営学科が設ける3つのフィールド（経営フィールド・情報デザインフィールド・グローバルコミュニケーションフィールド）それぞれに対応した専門性を持つ教員を配置している。また、キャリアに直結した実践的教育として設けている医療事務・ホテル・ブライダル各領域に関する科目についても、専門的知識・実務経験を有する教員を確保・配置している。さらに、初年次教育担当科目、1年次から開始するゼミナール、キャリア教育科目といった主要科目については専任教員が担当している。

教員の採用及び昇格は、「高崎商科大学短期大学部教育職員任用規程」、「高崎商科大学短期大学部特別任用教育職員規程」及び「高崎商科大学短期大学部兼任教育職員規程」に基づき、適切かつ厳正に行われている。採用・昇格のいずれも、建学の精神に基づいた本短期大学部の教育・研究等の遂行に相応しいかを教員人事の基本方針としている。

専任教員の採用は、「高崎商科大学短期大学部教育職員任用規程」第5条に基づき、原則として公募を行い、学長が指名した教育職員推薦会議の議を経て、同規程第6条に定める人事推薦の基準及び第7条に定める人事審査の基準によって教授会の審査を経たうえで、学長が理事長に内申し、理事長が決定している。昇格についても同規程第5条に基づき採用と同様の手続きにより行っている。特別任用教育職員については、「高崎商科大学短期大学部特別任用教育職員規程」第2条に定める任用基準に該当する者の中から、学長が教授会の審査を経て理事長に推薦し任用している。兼任教育職員については、「高崎商科大学短期大学部兼任教育職員規程」第3条に基づき人事計画に則り、同規程第4条に定める審査の基準により教授会の審査を経て、学長の内申により理事長が任用している。

また、学園全体として「人事考課制度」が導入されており、これに基づき教員の教育・

研究・校務・地域貢献活動等に関して多面的かつ総合的な評価が行われている。こうした評価制度によって教員組織の活性化が促されている。

以上のことから、教育課程の目的に即した適切な教員の確保と配置がなされており、本基準項目を満たしていると判断する。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本短期大学部は、「高崎商科大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント規程」第1条に基づき、教育施策の企画・開発並びに教育活動の継続的な改善の推進・支援を行うFD (Faculty Development) に取り組んでいる。同規程第2条に基づきFD推進委員会を学長直轄の組織として設置し、同規程第4条において委員は専任教育職員・事務職員から学長が任命することが定められており、教職協働による推進体制が整備されている。FDは大学と短期大学部の教職員が協働で取り組むことを基本としており、必要に応じて短期大学部独自のFDを追加実施している。

具体的な取り組みとしては、まず毎年度、全教員・全科目を対象として前期・後期の各学期終了時に、学生による11項目の5段階評価による「授業アンケート」及び「授業自由記入アンケート」を実施している。アンケートの評価結果は各教員にフィードバックされるとともに、FD推進委員会においても検討のうえ授業改善につなげている。授業アンケート結果は学内に一定期間公開され、「授業自由記入アンケート」に書かれた受講生の意見や要望に対しては、担当者がA-Portalにより回答している。特に問題のある場合には、FD推進委員会から当該教員に「授業改善計画書」の提出を求め改善努力を促すとともに、その後の改善状況についてのフォローも行っている。また、シラバスの作成にあたっては、担当者による執筆が終わった段階で全内容をFD推進委員会で確認を行い、執筆のためのガイドラインや3つのポリシー、カリキュラム本体及びカリキュラムマップ等との整合性を確保する観点から、担当者への助言や修正依頼を行っている。教職員による授業の相互参観のための開放期間を前期7月・後期12月に設け、参観を義務づけており、授業方法・内容・クラス運営について互いに課題を共有するための参観報告書を教員間で共有している。さらに、FD推進委員会主催の研修会を継続的に実施しているほか、SD推進委員会との共催研修会、他大学との共同SD・共同IRにも取り組んでいる。各教員は毎年度開始時に「アカデミック・ポートフォリオ」を提出し、前年度の授業アンケート等を踏まえて担当科目ごとに教育課題と実施計画・目標を明らかにしたうえで、年度末に成果・問題点等を自己チェックしており、教員が自ら毎年度見直しを行い授業改善に取り組む仕組みが整っている。FD推進委員会では年度末に活動の成果を振り返り、年度初めの計画策定に反映させることで継続的な見直しを行っている。

5-3-②SDをはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

職員の資質・能力向上については、「高崎商科大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント規程」第1条に基づき、専任教育職員・事務職員を対象としたSD(Staff Development)に組織的に取り組んでいる。同規程第2条において、SDは計画的・継続的に実施し、その成果を評価・公表することが定められている。同規程第3条に基づきSD推進委員会を学長直轄の組織として設置し、大学と短期大学部の教職員が共同で参加する体制のもとで実施している。

具体的な取り組みとしては、同規程第7条に定める職場内研修・職場外研修・外部団体研修・教職協働研修の4種類の研修体系に基づき実施している。外部団体研修としては日本高等教育評価機構をはじめとする学外機関が主催する研修会・セミナーへの参加を実施しているほか、FD推進委員会との共催研修会、他大学との共同SD・共同IRにも取り組んでいる。また、同規程第13条に基づき研修後に報告書を提出し、同規程第14条に基づき研修実績を学内研修誌として編纂・公表することで、研修成果の共有と教職員の資質向上に活用している。SD推進委員会においても年度末に活動の成果を振り返り、次年度の計画策定に反映させることで継続的な見直しを行っている。

以上のことから、FD・SDともに教職協働で組織的・計画的に実施され、継続的な見直しが行われており、本基準項目を満たしていると判断する。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

教員の研究環境として施設・設備面においては、以下のとおり整備され、適切に運用されている。

すべての専任教員に研究室が割り当てられており、会議用テーブル・椅子・本棚・ロッカーなどの什器・備品が設置されている。研究費による追加の購入・設置も認められており、守衛の警備時間外は機械警備に切り替わるため、24時間365日、研究室を使用することが可能となっている。また、学内会議室・講義室・ゼミ室・コンピュータ教室等は、授業や入試行事以外に学会・研究会等での利用に供されている。

メディアセンター及び事務局は教員の研究を支援する組織として、通常業務のほかに、競争的研究費情報の提供、科研費説明会・研究倫理講習会の実施、科研費申請のための体制整備、および研究関連規程等（「研究倫理規程」・不正防止計画・教員個人研究費のためのガイドライン等）の整備を行っている。

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

本学は「研究倫理規程」を整備し、研究者が遵守すべき倫理行動基準を定めている。同規程第2条において「研究者」とは本学の教員・学生・共同研究者等、研究を遂行するすべての者と定義しており、研究不正行為（捏造・改ざん・盗用等）の禁止を第6条に明定している。研究者は研究費の適正使用確保に協力しなければならない。

研究倫理に関する審査はメディアセンターが所管し、研究資料の所在情報の管理および「人を対象とする研究」の届け出に伴う審査を担当している。「人を対象とする研究」を行う場合は所定の研究計画書をメディアセンター長に提出し、必要に応じて研究倫理委員会の審査を受けることができる。研究倫理教育の責任者として学長が学部長または学科長を研究倫理教育責任者に置き、研究に関わるすべての者に対して倫理教育を定期的実施している。

研究倫理に関する具体的取組みとして、毎年日本学術振興会発行の「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」に沿って研究倫理講習会を開催し、関係法令や事例の説明および同会公開の e-learning の受講を実施している。また、平成 29 (2017) 年度には文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」への適合のため「研究倫理規程」を改定し、不正告発・相談窓口の設置および規程の大学公式サイトでの公開を行っている。

5-4-③研究活動への資源の配分

本学における学内の研究資金として以下の制度を整備している。

「教員研究費規程」に基づき、すべての専任教員は年間 35 万円を上限として研究図書費・研究備品消耗品費・研究旅費に充当することができる。教員は年度当初に教員研究費使用計画書を学長に提出し、年度末に使用報告書を提出することで適正な管理を確保している。また、研究費の適正利用を促進するため、「教員個人研究費のためのガイドライン」および「Q&A 集」を整備し、教員の利用に供している。

複数の教員が特定の課題について共同して行う研究に対しては、「共同研究費に関する内規」に基づき 1 件あたり上限 100 万円の共同研究費を配分する。申請は前年度 2 月末日までに学長へ提出し、委員会の審査を経て高崎商科大学協議会の議を経て決定される。研究期間終了後は研究報告書の提出および 1 年以内の成果公表を義務づけている。

教育の質向上や有用な人材育成のための研究に対しては、「教育改革研究費に関する内規」に基づき 1 件あたり上限 100 万円の教育改革研究費を配分する。学長が審査・決定を行う学長裁量経費であり、研究期間半年経過後の中間報告（同内規第 16 条）、終了後の報告書提出および 1 年以内の成果公表が義務づけられている。

地域を志向した教育・研究・社会貢献活動に対しては、「地域志向教育研究費規程」に基づき、地域志向教育活動助成（1 件 30 万円以下）および地域志向研究助成（1 件 100 万円以下）を専任教員に交付する。審査委員会の審査を経て高崎商科大学協議会に諮り、学長が適否および交付額を決定する。研究期間半年経過後に中間報告を行い、地域志向研究助成を受けた研究代表者は当該研究年度中の研究成果発表会での公表および研究期間終了後 1 年以内の紀要・学術雑誌等への成果公表が義務づけられている。

海外での学術研究・教育研究事情の調査研究等の研修に要する旅費については、「海外研

修旅費規程」に基づき、1人1件40万円を上限として支給する。高崎商科大学協議会の審査を経て学長が配分を決定する。

研究に対する人的支援として、RA (Research Assistant) 等の職は設けていないが、学内外の研究費に関する資金管理・検品等の使用管理事務において事務局が教員を支援し、負担軽減を図っている。

外部資金の導入については、科研費説明会の開催等を通じて申請に必要な情報を学内に周知し、教員の科研費等への積極的な応募を支援している。なお、共同研究費の交付後に科研費等の公的補助金対象となった場合は交付決定を取消す旨を「共同研究費に関する内規」に定め、学内外の研究資金の適切な調整を図っている。

以上のとおり、本学は研究環境の整備と適切な管理運営、「研究倫理規程」に基づく倫理教育の定期的な実施、および教員研究費・共同研究費・教育改革研究費・地域志向教育研究費・海外研修旅費にわたる多層的な研究資金制度の整備と外部資金獲得への支援を通じて、研究活動への組織的な支援を行っている。これらのことから、本基準項目を満たしていると判断する。

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は「FD 規程」「SD 規程」に基づき、授業アンケート・授業相互参観・アカデミック・ポートフォリオ・研修会等の多様な手法を組み合わせたFDを組織的・計画的に実施しており、他大学との共同SD・共同IRや研修後の学内研修誌への編纂・公表など、教職協働による職能開発体制が充実している。

研究支援については、教員研究費・共同研究費・教育改革研究費・地域志向教育研究費・海外研修旅費の5種類の研究資金制度を整備しており、多様な研究活動のニーズに対応できる支援体制を構築している。

また、教授会終了後に短大専任教員（特任教員を含む）および必要に応じて事務局も参加する学科ミーティングを慣行として実施している。各ゼミからの学生情報共有を議題の冒頭に位置づけ、個々の教員が持つ情報を持ち寄って学生の状況を立体的に把握することで、欠席・成績不振・生活上の問題等の早期発見と早期解決を図っている。緊急時には臨時開催も行っており、短大教員が一丸となって学生一人ひとりに寄り添う体制として定着している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

2年間という限られた教育期間の中で教育活動を充実させることを重視しているため、教員の研究時間の確保が十分でなく、科研費等外部資金の獲得が十分でないことが課題として認識されている。

また、学科ミーティングは慣行として定着しているものの、議事録等の記録が整備されておらず、取組みの可視化・継承という観点から改善の余地がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

外部資金の獲得については、科研費説明会の継続的な実施および研究費制度の学内周知

の徹底により、教員の申請意欲の向上と採択件数の増加を図っていく。

学科ミーティングについては、ICT を活用した議事録作成・保管の仕組みを整備し、取り組みの記録と継承を図ることで、組織的な学生支援の質をさらに高めていく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

本学は「学校法人高崎商科大学寄附行為」及びこれに基づく「高崎商科大学短期大学部学則」のほか「内部統制システム整備の基本方針」に基づく関連諸規程等により管理運営を行っている。寄附行為の定めに基づき、理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、評議員会は重要事項について意見を述べ、理事長は法人を代表してその業務を総理している。役員及び評議員の選任についても寄附行為の定めのとおり、誠実にやっている。理事会の運営並びに法人業務の決定が、公正かつ円滑に執行されるために必要な事項を定めることを目的として、「学校法人高崎商科大学理事会規則」を設けている。

また、学校法人全体の業務の管理運営を適切に行うため、「学校法人高崎商科大学事務組織規程」、「学校法人高崎商科大学稟議規程」、「学校法人高崎商科大学文書管理規程」、「学校法人高崎商科大学経理規程」、「学校法人高崎商科大学リスク管理規程」等をそれぞれ定め、その定めに従い業務が遂行されている。教職員全体に対する規律としては、「学校法人高崎商科大学勤務規程」、「学校法人高崎商科大学懲戒規程」、「学校法人高崎商科大学コンプライアンス規程」、「学校法人高崎商科大学ハラスメント防止に関する規程」、「学校法人高崎商科大学教育職員人事考課規程」、「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」等をそれぞれ設け、組織倫理及び行動規範を明確に定めている。

これらのことを自ら定期的に点検するため、「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部ガバナンス・コード」を制定し、毎年度末にはガバナンス・コードの遵守状況を確認している。確認した内容は「ガバナンス・コード適合（遵守）状況」として理事会に報告を行い、ガバナンス・コードと共に本学ホームページにて広く公表している。

学校教育法施行規則や私立学校法等の法令に定められた、公表すべき教育・研究に資する情報及び学校法人に関する情報については、本学ホームページの「情報公開」にて適切に公開している。また、法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて公開している。具体的には、海外の協定校、大学間連携、地域連携、産学官連携、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム等についての情報を積極的に公開している。

ガバナンス・コードの制定はなされているが、組織内外の認知がまだ高いとは言えない。

全体会議や教授会、保護者懇談会、後援会総会、同窓会総会等の機会を活用し、教職員や外部のステークホルダーへの周知を積極的に行っていく必要がある。また、ハラスメント防止については、現時点で特段問題は出ていないが、社会の急速な変化に伴い、SNS 上での誹謗中傷やジェンダー問題等、問題が多様化している。従来以上にハラスメント防止への意識を高めていく必要があるため、「学校法人高崎商科大学コンプライアンス規程」に基づき、学園全体研修やSD研修会等による意識の醸成を積極的に推進していきたい。

以上のとおり、各種規程に基づく運営を行っており、経営の規律と誠実性は維持しているものと自己評価する。

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への取組みについては、省エネルギー機器の積極的な導入、太陽光発電設備の導入、各建物へのウォーターサーバーの配置、学内コンビニでのプラスチックバッグ有料化、リサイクル活動の推進、グリーンボンドでの資金運用等が挙げられる。

人権への配慮等については、「学校法人高崎商科大学コンプライアンス規程」、「学校法人高崎商科大学ハラスメント防止に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」、「学校法人高崎商科大学公益通報者の保護等に関する規程」を制定しており、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他のハラスメントを明確に定義し、各種ハラスメントの防止及び対策等について適切に管理運営を行っている。また、教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び申立てに対応するため、ハラスメント相談員を置いている。

個人情報の保護に関しては、「学校法人高崎商科大学個人情報の保護に関する規程」を設け、個人情報の定義、管理責任者の配置、情報漏えいへの対応等を定め、体制の整備を行っている。

安全への配慮については、「学校法人高崎商科大学リスク管理規程」、「学校法人高崎商科大学安全衛生管理規程」、「学校法人高崎商科大学情報セキュリティポリシー」、「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 危機管理基本マニュアル」を整備している。「学校法人高崎商科大学リスク管理規程」は、発生のおそれがある、または既に発生した危機に迅速かつ的確に対処するための体制及び対処方法を定めることで、学生や職員、近隣住民等の安全確保を図ることを目的に制定されている。当該規程には危機事象の対応区分をはじめ、対応の基本方針、体制、対処方法、事後対策等が規定されている。「学校法人高崎商科大学安全衛生管理規程」では、学校法人における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明確にし、教職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的として、学校法人の義務や衛生管理者及び産業医の配置、委員会の設置、健康診断の実施等が規定されている。「学校法人高崎商科大学情報セキュリティポリシー」は、学生や教職員等が情報資産を安全かつ適切に利用できるようにするための基本方針が定められており、当該ポリシーの下に「学校法人高崎商科大学情報ネットワーク管理・運用規程」、「高崎商科大学セキュリティインシデント対応規程」等が整備されている。「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 危機管理基本マニュアル」では各種災害や感染症、不審者対応、課外活動での留意事項等を定めており、危機を未然に防止し、また危機が発生した際に被害を最小限にとどめる対策を講じている。これによ

り、教職員及び学生の安全確保を行っている。

昨今の災害の状況と社会情勢の変化を勘案すると、「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 危機管理基本マニュアル」の見直しが必要と判断される。令和 7（2025）年度よりスタートした「第 3 期中期計画 2025-2029」に当該マニュアルのアップデートを行うことが組み込まれている。

以上のとおり、環境保全、人権、安全への配慮がなされた運営を行っているとして自己評価する。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会については、私立学校法に基づき「学校法人高崎商科大学寄附行為」第 13 条において「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とあり、明確に最終的な意思決定機関として位置づけられている。理事は寄附行為の第 7 条に規定されており、定めに従い適切に選任されている。さらに第 19 条第 1 項には「理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。」と定められており、意思決定の体制は確立されている。また、同条第 4 項では「理事は、書面又は電磁的方法により理事会の決議に加わることができる。」とあり、書面での意思表示が可能となっている。理事会は基本的に全理事が出席するが、この措置により、不測の事態でも意思決定ができる体制が整っている。「学校法人高崎商科大学理事会規則」第 23 条には「理事会には、理事会の承認を得て理事長の指名する者を同席させることができる。」とあり、理事会機能の補佐体制は構築されている。これらをもって、理事会は適切な運営体制が構築されている。

理事会は定期的開催されており、令和 7（2025）年度においては年間 8 回開催された。各回において、予算、決算、事業報告、事業計画、寄附行為の改定、規程の制定及び改定等、法人及び各部門に関する重要事項が審議され、確実に執行されている。また、「学校法人高崎商科大学理事会規則」第 19 条に理事長の職務、同第 20 条に副理事長・常務理事の職務、同第 21 条に理事の担当職務を規定し、常勤の理事が責任をもって各業務を担当することにより、理事会が状況をより把握できるだけでなく、意思決定もスムーズとなり、専門性も高まる。この体制を採ることにより、機能性と機動性を実現している。今後は、各理事の専門性をより有効に機能させるとともにステークホルダーへの説明責任を十分に果たすため、スキルマトリックスの導入を計画している。

理事会の運営をより円滑に行うため、また学校法人運営に関する重要事項を深く議論するため、「学校法人高崎商科大学常任理事会規則」に基づき常任理事会を設置している。構

成員は同規則第2条に理事長・副理事長・常務理事・学校長理事・法人職員理事と規定されており、理事長を含む常勤の理事による会議体となっている。当該会議において現場の状況を把握し、課題を共有することで、適切な意思決定が行える仕組みになっている。

日常的な案件については、「学校法人高崎商科大学稟議規程」に基づき、決裁を行っている。稟議事項は同規程第3条に規定されており、定めに従い事務処理が適正になされている。また、より機動的な意思決定を行うため、ワークフローによる稟議体制を導入している。これによりスピーディーな案件処理が可能となっている。

以上のとおり、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制が整備されていると自己評価する。

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

使命・目的の実現のため、本学校法人では5年間の中期計画を策定している。令和7(2025)年度において運用されていた中期計画は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5年間の計画であり、当該年度は中期計画の初年度となる。中期計画には法人による基本目標が明確に記載されており、それに基づいた各部門（各設置学校）の骨子に則り活動項目や担当組織も詳細に示されている。

中期計画が示す方向性に従い、短大の年度運営方針が策定され、さらにこれに基づき、各センターや委員会、事務局の年度方針や計画が設定される仕組みになっている。これらの方針や計画に基づき、各教職員が個人目標やアカデミック・ポートフォリオを設定する。個人目標については、10月頃を目安に進捗管理の人事面談が人事考課者によって行われ、3～4月には人事考課が行われる。この考課結果を受け、次年度の目標設定を行う仕組みになっており、PDCAサイクルが機能している。このように使命・目的の実現に向けた継続的努力の体制は構築されている。

当該中期計画は令和7(2025)年4月に行われた教職員全員が集まる全学会議において学科長から詳細に説明がなされており、短大組織全体で使命・目的の達成に向けた体制が構築されている。

また、令和6(2024)年度には事務職員の目標設定に使用するフォーマットの改善を行った。従来のものと比べ、より中期計画や年度方針等と高い関連性をもって目標設定を行う形となっており、個々の活動が学園全体の使命・目的と連動する仕組みとなっている。

以上のとおり、中長期的計画の策定、またそれを基とした目標や計画のブレイクダウンが行われる体制が整備されており、使命・目的の実現への継続的努力はなされていると自己評価する。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①法人の意思決定の円滑化

6-2-①にも記載したが、本学は、法人の各管理運営機関の意思決定を円滑に行うため「学校法人高崎商科大学常任理事会規則」に基づき常任理事会を設置している。当該会議は理事長をはじめとする、法人本部長、大学長、高校長、幼稚園長の常任理事で構成されており、原則毎月1回開催されている。また、理事長、法人本部長、大学長の3者は日頃よりコミュニケーションを取っており、非公式なミーティングを頻繁に行っている。3者の意思疎通はスムーズであり、両者が理事長をサポートする体制も構築されている。この体制により、理事長の意思や声が各部門に届く環境が構築されており、リーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

大学・短大の意思決定においては、「高崎商科大学協議会規程」に基づき設置されている大学協議会が大きな役割を担っている。同規程には、大学協議会は「全学的な調和を図り大学運営を円滑に行うため、学長の諮問に応じ、必要な事項について協議する」と定められており、教育課程に関すること、学則や規程の改廃に関すること、将来の計画や全体的方向性に関すること等、大学・短大の運営に直接関連する重要な事項について議論を行い、意思決定を円滑にしている。同会は学長をはじめ、学部長、学科長、各センター長、学生部長、事務局長、事務局次長、法人本部長を構成員としており、経営や教育についての専門的な知識や豊富な経験を有する役職者が揃っている。また月1回の頻度で開催することにより、重要事項を迅速に議論できる体制が構築されている。本会議体に法人本部長が入ることで、法人と大学・短大の意思疎通及び連携を図っている。

教授会も「高崎商科大学短期大学部教授会規程」の規定に基づき設置されており、学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること、学位に関すること、追再試験に関すること、学生の賞罰に関すること、その他教育研究に関する事項について審議を行っている。月1回開催しており、必要に応じて臨時教授会を開催し、意思決定は円滑に行われている。

また、これらの意思決定を助ける組織として、「高崎商科大学短期大学部教授会規程」第9条の規定に基づき、複数の委員会組織を設置している。各委員会は複数の専任教員と事務職員によって構成されており、教職協働の体制の下に各分野の事案が議論され、短大全体の意思決定を助けている。これらの委員会やセンターでの教職員の提案や声は教授会や大学協議会を経て、学部長や学長から理事長に届く。事務職員の提案や声は、「学校法人高崎商科大学事務組織規程」の第26条に定める部課長連絡会議を経て、法人本部長から理事長に届く。このように提案や意見をくみ上げる仕組みも整備されている。

以上のとおり、法人及び大学・短大の各管理運営機関の意思決定は適切かつ円滑に行われていると自己評価する。

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

法人及び大学・短大の各管理運営機関の相互チェック体制については、「学校法人高崎商科大学寄附行為」の定めに基づき、理事会、評議員会が設置され、適切に機能している。また、同寄附行為第5条に監事を置くことを定め、第22条の規定に基づき、適切に選任している。選任された監事は同寄附行為の定めに従い、当該会計年度終了後3か月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。また、監事は理事会に出席し、意見を述べている。監事は、研修依頼文書のとおり、文部科学省主催の監事研修会に毎年

出席し、監事業務の支援及び質向上に努めている。令和 7（2025）年度には、監事を含めた役員を対象とした BD 研修（Board Development）を実施した。研修を通じて教育業界を取り巻く環境や課題を把握することにより、より適切な職務執行が可能となる。

評議員についても、「学校法人高崎商科大学寄附行為」第 31 条の定めに基づき、適切に選任を行っている。評議員の出席状況及び評議員会の運営は適切に行われており、法人の業務や財産の状況、役員の業務執行状況について意見を述べる機会がある。「学校法人高崎商科大学寄附行為」第 36 条に定める、諮問事項についても漏れなく意見聴取が行われており、チェックの機能を果たしている。

また、「学校法人高崎商科大学内部監査規程」の規定に基づき、毎年度、理事長の命の下に内部監査が行われている。内部監査は業務監査及び会計監査を行うことと定められており、監査結果に基づき改善の指示が出されている。

以上のとおり、法人及び大学・短大の各管理運営機関の相互チェックは適正に機能していると自己評価する。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-①財務基盤の確立

本学園では「中期計画」の中で、財政基盤に関する目標として、「収支バランスを考慮し、安定した財政基盤の確立」を掲げている。

貸借対照表における法人全体の令和 7（2025）年度の資産状況は、資産総額 12,071,813 千円、負債総額 1,030,934 千円、正味財産 11,040,879 千円である。総負債及び純資産の合計（総資金）に占める純資産（自己資金）の割合である純資産（自己資金）構成比率は、91.5%であり大学法人の全国平均 88.4%（日本私立学校振興・共済事業団「令和 7（2025）年度版 今日の私学財政」の令和 6（2024）年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）を上回っており、財政は安定している状態である。

資産関係では、固定資産構成比率は令和 7（2025）年度末 81.2%で全国平均の 86.1%より低く、現金預金が中心となる流動資産構成比率は全国平均 13.9%に対し 18.8%と高くなっている。

負債関係では、平成 29（2017）年度に大学・短大の校舎建設資金として日本私立学校振興・共済事業団より長期借入を行ったため増加したが、負債総額は年々減少してきている。総負債比率をみても、令和 7（2025）年度末では 8.5%と全国平均の 11.6%よりも低い数値であり、健全な財政状態を維持している。また、流動比率は、全国平均の 265.6%を大きく上回る令和 7（2025）年度末 345.6%であり、内部留保資産比率は 28.9%で全国平均の 28.5%を上回っており、負債に備える資産の蓄積は十分にされている。

他の貸借対照表関係比率を見ても、大学法人の全国平均と比較して良い評価となっていることから、安定した財務基盤が確立されていると言える。

6-4-②収支バランスの確保

法人全体の資金収支の状況については、毎年度安定した繰越支払資金を維持しているが、活動区分資金収支における教育活動の収支バランスを表す比率である教育活動資金収支差額比率については、10%以上を長らく維持していたが、6.5%（全国平均 11.4%）と低下した。

また、事業活動収支において、基本金組入前当年度収支差額は収入超過を継続してきたが、令和 7（2025）年度末では支出超過に転じた。しかしながら日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標である経常収支差額比率は令和 7（2025）年度は 2.9%とプラスであり、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においては「A 区分」のうち「A3」の正常状態に位置しており、財政基盤は安定し、収支バランスは確保されている。

一方、法人全体の支出について最も大きな割合を占める人件費に係る人件費比率は、令和 7（2025）年度は 55.8%と全国平均の 50.9%（「令和 7（2025）年度版 今日の私学財政」の令和 6（2024）年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）を上回っている。教育研究経費比率は 35.0%（同 37.3%）、管理経費比率は 6.2%（同 8.9%）と良好な状態にある。なお、当年度収支差額については、令和 5（2023）年度は 57,406 千円の収入超過、令和 6（2024）年度は 29,780 千円の支出超過であったが、令和 7（2025）年度は 197,276 千円の支出超過となった。

短期大学部門の財務状況についてみると、基本金組入前当年度収支差額及び当年度収支差額は、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度にかけて支出超過となっている。

令和 7（2025）年度の学生生徒等納付金比率は 66.2%（全国平均 68.7%〈日本私立学校振興・共済事業団「令和 7（2025）年度版 今日の私学財政」の令和 6（2024）年度 短期大学部門〈系統別〉単一学科・社会系学科〉）で、全国平均を若干下回っている。また、補助金比率は 31.5%（同 16.4%）、人件費比率は 80.9%（同 72.7%）、教育研究経費比率は 48.8%（同 43.7%）、管理経費比率 16.4%（同 16.6%）となっている。

また、外部資金に関しては、本学では大学の教育研究の活性化や外部資金の獲得のため、年度運営方針として科学研究費補助金を始めとする外部資金に 1 人 1 件申請することを掲げているが、科学研究費について、令和 7（2025）年度は獲得がなかった。

文部科学省等の補助金については、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度にかけて、「私立大学等改革総合支援事業補助金：タイプ 1」に採択されている。

以上の通り、短期大学部門の財務状況は厳しい状態である。人件費比率が 80.9%と高止まりし、経常収支差額比率は△46.5%（同△33.1%）、事業活動収支差額比率は△50.6%（同△33.0%）と、いずれも全国平均を大きく下回る深刻な支出超過が続いている。近年の収容定員充足率の低下により、学生生徒等納付金収入の確保に大きな課題を残している。

しかし、この短期大学部門の構造的な赤字に対して、「私立大学等改革総合支援事業」への継続採択といった改革努力を継続しつつ、安定した法人全体の財政基盤によって補填できている。今後も短大の収支改善を図りつつ、法人全体のバランスを堅持することが求められる。

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学園では、令和 7 (2025) 年度に「学校法人高崎商科大学第 3 期中期計画 (令和 7 (2025) 年度～令和 11 (2029) 年度)」を策定し、計画に基づく適切な財務運営を行っている。

中期計画においては、大学・短期大学部・高等学校及び幼稚園の設置学校ごとの教育や学生支援等の計画だけでなく、財務計画のほか、経営、管理等に関する計画も策定されており、その中で財政基盤に関する目標として、「収入および支出構造の分析により収支バランスを考慮しつつ、支出抑制に努め安定した財政基盤の確立を図る」、「収入を増加させる方策に積極的に取り組む」を掲げている。

毎年度の予算編成においては、この中期計画と学園財政の収支見通し等を踏まえた予算編成方針により、各学校の事業計画に基づき提出される予算要求について、各事業の優先度や金額の妥当性等を法人本部において精査し、理事会を経て予算に反映している。

令和 7 (2025) 年度は、事業計画に基づき、大学・短期大学部の 1 号館学生用女子トイレ改修工事、2・3 号館無線 LAN 設備工事、附属高校の第 5 校舎サッシ工事を実施している。なお、資金計画においては、学園運営の健全性に影響を及ぼすことのないよう十分留意した計画としており、財務運営は適正かつ健全に機能している。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①会計処理の適正な実施

法人及び大学の会計処理は、学校法人会計基準に基づき、「学校法人高崎商科大学経理規程」及び「学校法人高崎商科大学経理規程施行細則」に則り適正に処理されている。

本法人の予算制度は、先ず法人本部より前年度10月に予算編成方針を各設置学校及び各部署に対し、学園の財政状況と併せて示し周知する。その後翌年1月中に各部署から提出された予算要求についてヒアリングを実施し、各部署の事業計画並びに各事業の優先度や金額の妥当性等、全体の収支バランスを考慮し調整を図った後、次年度の事業計画及び予算案として編成している。決定した予算は、各部署の予算要求担当者に対し説明し、併せて予算要求担当者から各課員に内容を周知させている。

予算執行は、経理規程に基づき円滑に行われている。日常的には、承認済の予算に基づき、物品購入依頼伝票を起票し、各部門の部課長が承認の後、総務課に提出される。ただし、10万円以上のものは稟議書により理事長決裁としている。伝票は、会計システムに入力するとともに、締め日を20日として同課で集計され、当月末日を支払日としてインターネットバンキング等による振込み又は現金集金により処理している。これらの支払いの処理と会計の処理は、総務課内で段階的に複数人のチェックの後、法人本部長の最終承認を行っており、チェック機能の働く体制をとっている。

また予算は、3月に本予算を編成し、評議員会の意見聴取を経て理事会に諮り審議決定しているほか、6月には各設置学校の在籍者数や前年度決算額の確定に伴う補正予算(1回目)を、2月には年度中のここまでの実績と3月までの見込みに基づき、補正予算(1回目)と乖離がある科目について補正予算(2回目)を編成し、評議員会の意見聴取を経て理事会に諮り審議決定しており、決算と大きな差異が生じないようにしている。

会計年度終了後は、3か月以内に決算書類を作成し、会計監査人による監査及び監事による監査を受け、理事会にて審議決定した後、評議員会に報告し意見を求めている。なお、監事より監査報告書が理事会及び評議員会に提出され、報告されている。

また、会計処理における不明な点は、文部科学省、群馬県、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士に適宜照会し、適切な処理が行えるよう指導・助言を受けている。

会計システムにより、予算の執行状況も迅速に把握できるなど、円滑かつ適正な会計処理が実施されている。

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人における監査は、会計監査人による監査と監事による監査とにより行われている。会計監査人による監査は、会計伝票、元帳、証憑書類、稟議書及び試算表による照合と物品購入等手続きの確認や業務手続の確認等により実施されており、期中における会計処理の状況監査と決算終了後に最終監査を受けている。

監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務、財産の状況及び各設置学校の管理運営の状況をチェックすると共に、理事会などで来学する際に状況を見て、法人財務担当者よりその都度財務状況の報告を受けている。なお、毎年6月には期末の決算に係る監査を実施している。

また、決算における会計監査時や年度途中において、会計監査人と監事、法人本部長及び法人財務担当者により状況報告や意見交換する機会を設けている。

以上のことから、会計監査の体制は整備され、厳正な監査が実施されている。

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

財務面での取組みとしては、資産運用による運用利回りの向上に注力している。利回りの向上は「中期計画 2025-2029」にも目標として掲げられている。安全性と運用期間、そして銘柄の分散等に配慮しながら、利回りの向上に努めており、令和 6 (2024) 年度末は平均利回り 2.28%であったが、0.4 ポイントほど改善し、令和 7 (2025) 年度末には 2.7%を超える数値となっている。

また、本学では学園全体として「求める人材像」を策定し提示している。これは学園に所属する全教職員に向けて策定されたものであり、組織内人材育成の方向性を示すと共にSD活動の指針にもなっている。また、掲げた人材像の育成を目的とし、学園主催の研修を設けている。当該研修は大学、短大はもちろんのこと、附属高校や幼稚園等に所属する教職員も対象となっており、幅の広い学びを特徴としている。令和 7 (2025) 年度は「人事考課制度研修」、「コンプライアンス研修」、「BD (Board Development) 研修」、「教職員管理職研修」、「海外研修」、「生成 AI 入門研修」が行われた。当該研修は、研修で得られる知識

やスキル等に加え、他の学校の教職員との関係性構築も担っており、学園全体を俯瞰した教育制度として機能している。

令和 6（2024）年度の自己点検において課題として挙げられていたコンプライアンス教育の実施及びBD研修については、前述のとおり実施しており、課題は解消している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価活動及び外部による評価で発見された課題は以下となる。

- ① 内外を含めたガバナンス・コードの更なる周知
- ② 危機管理マニュアルのアップデート
- ③ 中期計画のブレイクダウンと定期的な進捗管理

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記課題に対しては以下の通り取組みを行う予定である。

- ① 内外を含めたガバナンス・コードの更なる周知

私立大学協会によりガバナンス・コード 2.0 が公表され、本学においても令和 7（2025）年度より同ガバナンス・コードを活用することが理事会にて決定された。ガバナンス・コードの本来の意味を踏まえ、在学生や保護者、卒業生、地域関係者等に対し、大学ホームページや学園誌にて発信する機会を設ける。

- ② 危機管理マニュアルのアップデート

危機管理マニュアルのアップデートについては、「中期計画 2025-2029」にも盛り込んでおり、担当部署である総務課が計画的に進めていく。また、本件に合わせ、BCP（事業継続計画 Business Continuity Plan）の策定についても検討を進めていく。

- ③ 中期計画のブレイクダウンと定期的な進捗管理

中期計画は大学組織全体の方向性を示すものであり、諸活動の指針となる。そのため、中期計画→年度方針や部署方針→個人目標といった形で、MBO（Management By Objectives）との接続を図り、ベクトル合わせを行うことで、組織全体のパフォーマンスを向上させていく。また、毎年度確実に進捗の管理を行い、取組み状況の共有を全学会議にて行う。この取組み状況を理解したうえで、センター・委員会及び各事務部門は年間の計画を立案し、年度末には自己評価を行う、という PDCA サイクルを構築する。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

①短期大学施設の開放、公開講座、短期大学が有する人的資源・知的財産の還元

（1）A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

（2）A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、高等教育機関としての使命である社会貢献を果たすため、本学の教育理念に基づき、地域連携、企業連携、高大連携を通じて地域課題の解決や産業振興、人材育成を

推進している。地域の大学として、地域社会やビジネス社会の持続的な発展に寄与することを目指し、本学の「研究教育活動」と「地域、企業、高校等の教育機関」を具体的につなげていくハブの役割を果たすために「社会連携センター」を設置している。また、地域社会、企業、高校などに対する窓口機能を果たし、地域産業・文化の振興と次世代の人材育成に貢献している。大学施設の地域社会への開放としては、大学の教育・研究活動に支障を来さない範囲で、地域社会に対し大学施設の開放を行っている。令和 7（2025）年度には 77 件の施設貸出実績があり、グラウンド、会議室、講義室等の貸出が含まれ、地域の各種団体による文化・スポーツ活動や学びの場として活用されている。

本学が主催し、地域に開かれた事業として「地域創造フォーラム」は、地域連携・社会貢献事業の報告やシンポジウム の場として地域との対話の場づくりの一環に位置付け、毎年開催し、地域課題に対する議論・情報共有の場と提供などを通じて大学と地域社会との関係性を深めている。「TUC キッズラボ」は、小学生を対象に本学教員の専門性を活かした体験型学習プログラムを提供し、子どもたちの興味や関心を引き出しながら学問の楽しさを伝えることを目的とし、将来地域を担う人材の育成に寄与するとともに、学生教育にとどまらず地域の教育環境の充実を図ることで、大学が“知の拠点”として地域社会において重要な役割を果たしている。その他、「彩霞祭（学園祭）」や「七夕祭」など、地域住民に開かれた形で実施しており、地域との交流促進に貢献している。

本学図書館は、学外の一般の方にも開放をしており、令和 7（2025）年度は入館者数 108 名、図書貸出冊数 174 冊の実績がある。地域住民が学術資料にアクセスできる環境を整備するとともに、生涯学習支援の一環として機能している。

また、公開講座の実施により専門的な知識やスキルを地域住民にわかりやすく提供する講座を定期的に開催し、令和 7（2025）年度は 25 講座 285 名の受講者がいた。さらには小学生を対象とした体験型学習プログラムを実施し次世代育成に寄与している。本学では保有する施設、人的資源、知的資産を積極的に地域社会へ開放・提供しており、「大学の物的・人的資源の社会への提供」を十分に満たす活動を継続的に実施している。今後も、本学の社会的責任を果たすべく、地域ニーズに即した柔軟かつ多様な連携の取組みをさらに推進する。

A-2. 地域社会との連携

① 短期大学と地域社会との連携・協力関係の推進

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、群馬県内西毛地域を中心に、自治体・企業との連携を広げ、教員・学生の教育・研究フィールドの拡充に取り組んでいる。現在では上信電鉄沿線の高崎市・甘楽町・富岡市・下仁田町、安中市の 5 自治体、ならびに 8 つの企業・団体と包括連携を結んでいる。また、包括連携事業のほか、地域からの要請に応じ、専門性を活かした連携事業も実施している。令和 7（2025）年度は、各種連携事業に位置付けた活動に短期大学部学生の関わりは 22 件、117 名であった。

さらには、地域社会との接点を深める手段として、ボランティア活動も積極的に推進し

ている。令和 7（2025）年度には、地域イベントの企画運営、当日の補助などの支援活動等のボランティア活動に学生が参加した。これらの活動は、地域との信頼関係の構築に加え、学生の社会的責任感や実践力を育む機会となっている。

〔基準 A の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

甘楽町とは、平成 31（2019）年に地域資源を活かした持続可能なまちの実現のため、人材育成、産業振興、地域づくり等の様々な分野において相互に協力することを目的とし包括連携協定を締結している。連携事業の一環で令和 7（2025）年度は、遊びながら地元地域の魅力を再発見し、地元地域の施設や史跡を知ってもらうとともに学習してもらうことで、子どもたちの郷土愛を育むことなどを目的とした「ぐるっと新屋めぐりすごろく」を制作した。

本すごろくは、地元や町に関するクイズや様々なミッションをクリアしながらゴールを目指す中で、同時に、簡単な英語の単語や表記を学ぶこともできるように作成している。さらに、新屋小学校の児童をはじめ、地域おこし協力隊の意見やアイデアを取り入れているほか、すごろくに使われているイラストの一部は、本学学生が地元の施設などを実際に視察し、学生自らが作成したものが使われている。

この「すごろく」作成は、甘楽町の「新屋地区」「小幡地区」「福島地区」に分けて作成予定であり、継続した活動となっている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学は、「地域連携委員会」「連携推進会議」を年 1 回開催し、地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。地域連携委員会は本学における地域連携業務の円滑な遂行と改善を図るため、上信電鉄沿線の観光協会を中心としつつ、地域団体を含め組織している。連携推進会議は、本学と包括連携協定を締結している地元自治体や企業等を中心に組織し、連携活動を円滑かつ効果的に推進すべく設置している。様々な角度から連携活動推進に向けた議論を展開するために 2 つの組織合同の会議を開催し、本学の地域・社会への貢献についての取組に関して協議を行っている。令和 7（2025）年度においては、「多様な関係者が如何に連携すべきか」について議題とした。課題や意見として「地域イベントについて、町外向けの企画が必ずしも町内住民の理解や効果につながっていない場合もあり、地域への影響の難しさ」や、「一般論ではなく地域に即した具体的な伝え方が重要であり、誰とどのように連携するかが重要であること」などが挙げられた。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「連携推進会議・地域連携委員会」や地域から出た課題を受け、本学では、地域を志向した教育・研究・社会貢献を推進することを使命とし、この使命を達成するために今後も地域社会と連携し、シーズ・ニーズのマッチングを進め課題解決を実施してゆく。また、実学重視の理念に基づき専門的な教育を実施してゆく。地域団体や住民との交流・学習・協働活動を充実させることにより、地域の大学に対する要望や現在の活動における意見等を吸い上げ、地域連携活動及び本学の教育の質の向上を目指す。

基準 B. 課外プログラム**B-1. 課外プログラムの活動状況と成果****① 3.5 本の矢企業連携****(1) B-1 の自己判定**

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**① 3.5 本の矢プロジェクトの概要**

「3.5 本の矢プロジェクト（産学連携教育）」とは、革新的な社会活動を行う企業と連携し、次世代を担う学生を本学の DP に即して育成する取組みである。全てのプロジェクトは実践参加型の PBL（Project Based Learning）の方法を導入している。平成 28（2016）年度に本プロジェクトが立ち上げられた当初の連携企業であるアドビ株式会社、楽天株式会社、株式会社電通の 3 社を「3 本の矢」と見立て、成長の可能性を秘めた「0.5 本の矢」である学生を 4 本目の矢として世に放つというコンセプトのもと「3.5 本の矢」と命名した。

これまで地元を中心に 80 を超える企業や自治体と連携実績があり、大学・短大に加え高大連携として附属高校も含め、延べ 660 名以上の学生・生徒が参加している。各プロジェクトは、社会連携課産学連携グループで企画し、企画内容に沿った専門領域の教員 1 名がプロジェクトリーダーとして主導している。なお、令和 7（2025）年度実施プロジェクトは【表 B-1-1】に示す。

【表 B-1-1】令和 7（2025）年度実施プロジェクト

タイトル	連携企業	目的	参加学生数
FUJI Cube	株式会社不二家 群馬県農政部 株式会社クオラス 一般社団法人富岡シルク推進機構 富岡市世界遺産観光部 株式会社赤城銘販 まゆ菓優田島屋 原嶋屋総本家 高崎ターミナルビル株式会社	地域版お菓子（カントリーマアム）の商品開発	26(短大 0) ※5/31(土)イベント当日 45 名
GIN プロジェクト	群馬県 株式会社プレマ 旅がらす本舗清月堂 高崎ターミナルビル株式会社	脱炭素に向けたビジネスプラン実行	13(短大 3)

高崎商科大学短期大学部

パスタをつくる。	ジャパスタリア JIMBA 株式会社 高崎市商工観光課	「高崎といえば〇〇パスタ」を創り上げるブランディングプロジェクト	8(短大0)
群馬の歩き方 SNS 講座	合同会社 YORIMICHI	SNS マーケティングを学ぶ	28(短大1)
みらいく	元祖水沢うどん麵彩房 田丸屋 株式会社荻野商店 株式会社ソーシャルマーケティング研究所 株式会社ザ・グンマ	顧客視点に基づいた新規ビジネス企画を立案・提案	7(短大0)
イオンモール CDP2024-2025 (群馬集結祭)	イオンモール株式会社 高崎商科大学附属高等学校 新島学園中学校・高等学校 前橋育英高等学校 明和県央高等学校 群馬県美容専門学校 高崎ビューティモード専門学校 東日本調理師専門学校	モールに人と人が繋がるコミュニティを創出させる	31 (短大2+4) (企画8名 +運営23名)
イオンモール CDP2025-2026 ※継続中	イオンモール株式会社 前橋市(特別講義)		14(短大0) (企画14+ 運営25名 (短大2))

② ディプロマ・ポリシーに即した実践的なプログラムの構築

各プロジェクトは、実社会の企業活動を行うプロセスに倣ったシラバスを作成し、公募を行っている。また、プロジェクトを通して修得できる能力（ディプロマ・ポリシーに即したコンピテンシー）を設定し、その能力を修得、定着させるためのインプット・アウトプットが体系化されている。約4～7か月の期間で全体のワークショップを10回～15回、それに加えチーム別のワークを複数回設けており、個人・チームの目標の達成状況に応じて教職員が指導している。

学生の能力の修得を検証するために、DPルーブリック自己評価（ディプロマ・ポリシーに即したコンピテンシーをルーブリック表にしたもの）を導入し、教職員が解説とヒアリングを行ったうえで、プロジェクトの事前、中間、事後に実施している。DPルーブリックを導入した平成30（2018）年度以降、全ての項目においてプロジェクト後の能力向上が確認されている。

③ 課題解決型（PBL型）教育プログラムの構築

各プロジェクトをPBL型で実践するため、実社会に即した明確な目的の設定と、目的達成のための課題発見も学生が行う。その課題を解決するため、実践に即した仮説をたて、その仮説を検証するための情報収集を行う。原則3～5人の学生でチームを組み、個々で集めたエビデンスを共有し、課題解決に向けてチームで取り組む。プログラムによっては、チームで立案した企画（解決策）を連携企業に提案・プレゼンテーションし、採用された場合には、企画を実施することができる。プロジェクトの最後には、企画の検証（振り返り）を行い、個々のキャリア形成へと反映させるサイクルとなっている。またこれらのプロセスはすべて「Melly」等の学内専用コミュニケーションツールを通じて情報の共有が行われることに加え、Google ドライブ等を使用し Web 上で共同作業を行うなど ICT を積極的に活用している。

④ 学修者本位の教育プログラムの実現

各プロジェクトのプロセスでは、一人ひとりが主体的に取り組めるよう、学生全員が何かしらのリーダーを担当する「シェアド・リーダーシップ」を取り入れている。また、学生自身がディプロマ・ポリシーに沿ったコンピテンシーの上昇を実感できるよう、プロジェクトの最後に行われる振り返りワークにて、DP ルーブリックを使用して、自己成長の分析を学生自身が行っている。

連携企業とは、企画提案等プレゼンテーションを経て、イベント運営や商品販売といった実社会と同様に利益を伴うビジネスを協働で行っている。そのため成果も厳しく問われるものの、これまでのアンケートでは参加した学生の満足度は100%であり、また99%の学生が成長を実感している。参加学生は楽しみながらも主体的に挑戦することで、チームワークの重要性を理解しつつ、様々な能力を高めた。これらの結果から、学修者本位の課外教育プログラムとして一定の教育効果を確認している。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

「3.5 本の矢プロジェクト」については、企業・地域・高校との連携を基盤としながら、教育効果のさらなる向上を図るため、課外 PBL プログラムの体系化を進める。具体的には、中長期計画に基づき、令和 8（2026）年度以降「創造的思考力」を軸とした体系的プログラムの試行・検証を進め、令和 11（2029）年度までに再現性のある教育モデルとして確立する。

また、自治体・企業・高校との連携を拡充し、地域課題解決や探究活動と接続した実践機会を増加させるとともに、Melly や Google ドライブ等を活用した DX 型 PBL を推進する。加えて、DP ルーブリックを継続活用し、学修成果の可視化と改善サイクルの強化を図る。

B-2. 課外プログラムの活動状況と成果

B-2-① 国際プログラム

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(1) IPP0 プロジェクトの提供

グローバル人材育成プログラム「IPP0 プロジェクト」は語学留学・異文化体験・海外インターンシップ等を通じて異文化理解や多様な人々との交流を深め、組織において協働できる能力や実践力、進んで課題解決に臨む姿勢を養う機会として設計されており、本学の精神「自主・自立」のもとで実践的な国際教育を推進している。IPP0 プロジェクトは①短期海外研修プログラム、②遠隔交流プログラム、③その他のプログラムの3つの柱で構成されている。

参考のため令和7年度のIPP0プロジェクト参加者を下記に記す。

【表 B-2-1】

① 短期海外研修プログラム IPP0 プロジェクト

プログラム名	大学	短大	合計
台湾ショートステイプログラム	5 名	1 名	6 名
ベトナム・フンドン大学インターンシップ	—	—	0 名
フィリピンショートステイプログラム	—	—	0 名
Sun Pacific College（豪）語学留学プログラム	4 名	—	4 名
TAFE（豪）語学留学プログラム	5 名	2 名	7 名
小計	14 名	3 名	17 名

② その場で IPP0 プロジェクト（遠隔交流）

プログラム名	大学	短大	合計
その場で IPP0～ ハワイ編	6 名	4 名	10 名

③ その他のプログラム

プログラム名	大学	短大	合計
文化祭「彩霞祭」国際交流ブース	9 名	1 名	10 名
交換留学生歓迎会	16 名	8 名	24 名
小計	25 名	9 名	34 名
合計	45 名	16 名	61 名

このように IPP0 プロジェクトは語学研修、文化体験、海外インターンシップ、遠隔交流や交換留学生との交流会など、複数の形態を組み合わせることで、渡航の有無にかかわら

ず、学生が国際経験を積める体制を整えている。

2) 北海道後志総合振興局とのグローバル人材育成に係る連携協定（MOU）の締結

令和5（2023）年11月には北海道後志総合振興局とグローバル人材育成に係る連携協定（MOU）を締結した。後志総合振興局が実施する「ShiriBeshi グローカルインターンシップ」は国際リゾートエリア（ニセコエリア等）に所在する企業でのインターンシップを通じて、外国人との交流や多文化共生の理解を深めるプログラムである。本協定により、本学学生の同プログラムへの参加を促進し、グローバルな環境下での就業体験を通じた実践的な国際感覚の醸成を目指している。

以下は令和7年度に同プログラムに参加した人数である。

【ShiriBeshi グローカルインターンシップ（北海道後志振興局主催・MOU 締結）】

時期	大学	短大	合計
夏期（サマープログラム第16期）	—	2名	2名
冬期（ウインタープログラム第17期）	—	1名	1名
計	—	3名	3名

3) 四半期制（クォーター制）の導入

本学短期大学部では四半期制（クォーター制）を導入しており、1年次後期を前半・後半の2つのクォーターに分割している。これにより、1年次後期後半の期間を活用して長期インターンシップや海外留学プログラムへの参加が可能な学年暦を実現している。2年間という短い修業年限のなかでも、正課の学修を損なうことなく一定期間の海外経験を積める仕組みを制度面から整備することで、学生が国際プログラムに参加しやすい環境の構築を図っている。以下は同制度を利用して長期インターンシップに参加した学生の人数である。

【短大独自プログラム（4半期利用型長期インターンシップ）】

プログラム名	大学	短大	合計
ニセコエリアインバウンド対応冬期インターンシップ	—	1名	1名
オーストラリアインターンシップ	—	1名	1名

4) ハワイ州立大学付属 Kapiolani Community College におけるデュアルディグリープログラムの設置

本学短期大学部はハワイ州立大学付属 Kapiolani Community College（以下 KCC）との間でデュアルディグリープログラムを設置している。本プログラムは、2年間の短大生活のなかで、本学と KCC の双方で学ぶカリキュラムを提供するものであり、所定の卒業要件を満たした場合、本学と KCC の2つの短期大学の学位を取得することができる。また、成績

優秀者はハワイ州立大学への編入学や授業料減免で学べる制度があるなど、さらなる学習継続への道が開かれている。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

短期大学部における国際プログラムの参加者数は2年間という修業年限や長期休暇中のインターンシップ義務など時間的制約もあり、全学生に占める割合としては高いとは言えない状況にある。特に長期の海外プログラムへの参加は限定的であり、より多くの学生が国際経験を積むための環境整備が課題である。

上記課題解決として、参加のハードルを下げるため令和8（2026）年度より1週間のフジイ異文化研修プログラムを新設した。費用、期間とも参加しやすい設計とすることで、より多くの学生が国際体験の「最初の一步（IPP0）」を踏み出せるように取り組んでいる。また学園祭における交換留学生との共同出店など、渡航を前提としない国際交流の場を学内で創出し、国際感覚の醸成を日常的な学生生活の中に根付かせることを目指している。以上のことから基準B-1項目を満たしていると自己評価する。

〔基準Bの自己評価〕

B-1. 課外プログラム

①3.5本の矢 企業連携

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、実践型PBLを核とする「3.5本の矢プロジェクト」及び高度専門人材の育成を目的とした「会計プロフェッショナル講座」を中心に、課外プログラムの充実を図ってきた。前者では、全国的企業（アドビ、楽天、電通）との連携を端緒に、現在では86社を超える企業・自治体等との協働を実現し、延べ660名以上の学生・生徒が参画している。学生は地域課題の発見から仮説立案、調査、提案、実施、振り返りまで一連の実践サイクルを経験し、ディプロマ・ポリシーに基づく能力向上を確認している。また、学修者中心の設計を特徴とし、全員が何らかのリーダー役を担う「シェアド・リーダーシップ」やDPルーブリックを活用した成長実感の可視化を導入している。満足度100%、成長実感99%という高い成果が示されており、課外プログラムとして一定の教育効果を確認している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

これらの課外プログラムは多くの成果を挙げている一方で、特にPBL型教育では長期的な学修プロセスにおける学生のモチベーション維持が課題となっている。自己点検及び教職員間のフィードバックを通じて、教員の介入度合いと学生の主体性とのバランス調整が難しい局面があることが明らかとなった。このことはプロジェクトの成否や教育効果に直接影響するため、継続的な改善が必要である。

また、プロジェクトの多様化・高度化に伴い、学生の初期スキル差への対応や学修支援体制の均質化、教育効果測定の標準化も課題として認識している。会計教育プログラムにおいても、優れた成果を維持する一方、基礎学力層への定着支援や継続的学修への動機付けが必要である。さらに、高大連携プログラムでは、連携校ごとの教育内容や学力差への

対応が今後の課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学は、自己点検・評価に基づき、より柔軟かつ学生主体の課外プログラム運営を目指している。「3.5本の矢プロジェクト」では、教職員による一方的な指導ではなく、学生のモチベーションを引き出すためのフレームワーク（目的の明確化、成果共有、成功体験の積み重ね等）を継続的に導入し、プロジェクト構成を柔軟に改編することで、学生の意欲維持と向上を図っている。

また、DP ルーブリックを活用した自己評価・振り返りを継続するとともに、今後は体系的な PBL プログラムの構築や DX を活用した学修支援の充実を進め、学修成果の可視化と質保証を強化する。加えて、企業・自治体・高校との連携を拡充し、高大連携や地域連携を通じた実践機会の増加を図る。

以上のことから、本学は教育理念及び DP に基づき、課外活動を通じた実践的学修機会を体系的に整備し、継続的改善を行っていることから、評価機構が定める基準 B「課外プログラム」を満たしていると自己評価する。

B-2①国際プログラム

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

国際プログラム（IPP0 プロジェクト）においては、語学留学・海外インターンシップ・遠隔交流・学内での国際交流活動という複数の形態を組み合わせることで、渡航の有無にかかわらず学生が国際経験を積める体制を整備していることが成果として挙げられる。令和 7（2025）年度には、IPP0 プロジェクト（短期海外研修 3 名・遠隔交流 4 名）、ShiriBeshi グローカルインターンシップ 3 名、四半期利用型長期インターンシップ 2 名の実践的な国際プログラムに短大生延べ 12 名が参加したほか、文化祭国際交流ブースや交換留学生歓迎会などの国際交流活動にも 9 名が参加し、合計 21 名が国際体験の機会を得た。

また、令和 5（2023）年 11 月に北海道後志総合振興局とグローバル人材育成に係る連携協定（MOU）を締結し、国際リゾートエリア（ニセコエリア等）でのインバウンド対応インターンシップを通じた実践的な国際感覚の醸成を進めている。

さらに、四半期制（クォーター制）を活用した制度設計により、2 年間という短い修業年限の中でも正課の学修を損なうことなく長期インターンシップや海外留学プログラムへの参加を可能とするカリキュラム編成を行っている。令和 7（2025）年度には実際に同制度を活用してニセコエリア冬期インターンシップおよびオーストラリアインターンシップにそれぞれ 1 名が参加しており、制度が実績として機能していることが確認できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

短期大学部における国際プログラムの参加者数は、2 年間という修業年限や長期休暇中のインターンシップ義務など時間的制約もあり、全学生に占める割合としては高いとは言えない状況にある。特に長期の海外プログラムへの参加は限定的であり、より多くの学生が国際経験を積むための環境整備が課題として認識されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記課題への対応として、令和 8（2026）年度より 1 週間のフィジー異文化研修プログラムを新設した。費用・期間ともに参加しやすい設計とすることで、より多くの学生が国際体験の「最初の一步（IPPO）」を踏み出せる機会の拡充を図っている。また、学園祭における交換留学生との共同出展など、渡航を前提としない国際交流の場を学内に創出し、国際感覚の醸成を日常的な学生生活の中に根付かせる取組みを継続する。

以上のことから、本学は教育理念及びディプロマ・ポリシーに基づき、課外活動を通じた実践的学修機会を体系的に整備し、継続的改善を行っていることから、評価機構が定める基準 B-2「課外プログラム」を満たしていると自己評価する。

V. 特記事項

四半期利用型課外活動制度－学生の主体的な挑戦と「自主・自立」の実践

本学経営学科は、100 分授業 14 週間を全科目に採用し、セメスター制とクォーター制を組み合わせた独自の学修設計を導入している。本学では、会計（簿記）・情報・英語というビジネス 3 大言語を軸とした積み上げ型の科目はセメスター（14 週）で設計する一方、深く専門性を追求するよりもまず幅広く触れることを優先する科目についてはクォーター（7 週）で設計している。2 年間という限られた時間の中で、学生が多様な学びを経験し、自らの将来を主体的に選択できる力を養うこの設計思想は、本学の建学の精神「自主・自立」を学修設計の上に具現化したものである。

この設計の起源は、医療事務系資格の取得支援を目的とした集中講座にある。資格取得に必要な学修内容を週 2 回の授業ペースで凝縮して展開することで、限られた時間の中で学生の資格取得を効果的に支援してきた実績がある。この仕組みをさらに発展させたのが「四半期利用型課外活動制度」である。本学では科目の特性やカリキュラム上の位置づけに応じて、セメスター科目とクォーター科目を併用している。この枠組みのもと、1 年次後期において特定のゼミを週 2 回ペースで履修することで後期前半（7 週間）での科目完結を可能とした。これにより、11 月中旬から春休みを含む 3 月末までの約 4 か月半を課外活動期間として確保できる。通常のセメスター制やクォーター制では生み出すことのできないこの期間を活用し、海外留学やインバウンド型インターンシップなど、実践的な課外活動に従事した学生が生まれている。

この制度の精神は、制度の枠を超えて学生の自律的な成長をも促している。1 年次のオーストラリアでのインターンシップを契機に将来への確かな目標を見出し、担当教員とともに留学計画を立て、まずフィリピンでのマンツーマン英語研修で英語力を高め、その後ニュージーランドで英語教授法を修め、帰国後に国内屈指のリゾートホテルへ就職した学生がいる。また、1 年次冬のニセコでのインバウンド型インターンシップで自らの可能性を実感し、休学中にフィリピン・ニセコ・志賀高原での実践経験を重ね、首都圏のハイクラスホテルへの就職を決めた学生もいる。いずれも制度が直接生んだ成果ではないが、1 年次に本物の体験をさせるという本学の教育方針が、学生自らを動かした結果である。

本学が学修成果として掲げる「自主・自立」とは、「困難に挑戦し、失敗から学ぶことが

できる」「最後までやり遂げることができる」力そのものである。上記の学生たちも、最初から明確な目標を持っていたわけではない。モヤモヤしながらも真剣に自分の将来と向き合う学生の姿に教員が応え、ともに計画を立て、一步を踏み出す背中を押してきた。大きく変わるためには大変な経験が必要である。その大変な経験に学生自らが踏み出せるよう、環境と機会を整え、学生の真剣さに全力で応えることが本学の教育の核心である。